

だれもが住みたくなる  
福祉滋賀のまちづくり条例  
改定版 施設整備マニュアル

# 別冊

滋賀県



# | 別 冊



## ◆新築等の届け出に必要な提出書類

### 1 提出書類（施行規則第6条関係）

[1] 特定施設新築等工事（変更）届出書（別紙様式第3号）	正副	2部
（建築物）		別-3
（建築物以外）		別-4
[2] 特定施設整備項目表（別紙様式第4号）		1部
（建築物）		別-5
（道路）		別-10
（公園）		別-11
（駐車場）		別-13
（公共交通機関の施設）		別-14
[2] 既存特定施設整備項目表（別紙様式第6号）（既存整備がある場合）		1部
（建築物）		別-19
（道路）		別-24
（公園）		別-25
（駐車場）		別-27
（公共交通機関の施設）		別-28
[3] 添付図面（規則別表第3による）		1部
[4] 事前協議結果通知書の写し（整備基準に関する事前協議を行った場合）		1部
[5] 対象施設ごとの特定施設整備基準適用一覧表		別-34

### 2 条例に基づく事務手続きの流れ（建築物）

フロー図	別-38
------	------

### 3 特定施設整備基準（別表2 施行規則第4条関係）

第1	建築物に関する整備基準	別-40
第2	道路に関する整備基準	別-50
第3	公園に関する整備基準	別-51
第4	駐車場に関する整備基準	別-53
第5	公共交通機関の施設に関する整備基準	別-54

※受付欄

特定施設新築等工事（変更）届出書（建築物）

年 月 日

（宛先）

滋賀県知事

住 所

氏 名

（法人にあっては、主たる  
事務所の所在地、名称お  
よび代表者の氏名）

だれもが住みたくなる福祉滋賀のまちづくり条例第12条の規定により、次のとおり特定施設の新築等（変更）の内容を届け出ます。

特定施設の場所							
特定施設の種別			特定施設の名称				
特定施設の工事種別		新築・増築・改築・移転・用途変更・大規模の修繕・大規模の模様替え					
主要用途				延べ面積 (戸(室)数)		m <sup>2</sup> (戸(室))	
棟数		棟		主たる建築物の階数		地上 階 ・ 地下 階	
建築物の棟別	建築物の名称		工事種別	階数	新築等の部分の床面積	既存の部分の床面積	合 計
	( )				m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
	( )				m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
	( )				m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
計		棟			m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
工事着手予定年月日		年 月 日		工事完了予定年月日		年 月 日	
連絡先	住 所			名 称			
	担当者名			電 話			

※	番 号
<p>本件届出書については、だれもが住みたくなる福祉滋賀のまちづくり条例に基づく特定施設整備基準に照らし、次のとおり通知します。</p> <p>年 月 日 滋賀県知事 ㊟</p>	

注1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。  
 2 ※欄は記入しないこと。  
 3 共同住宅等にあっては、延べ面積（戸（室）数）欄に延べ面積および戸（室）数を記入すること。

※受付欄

特定施設新築等工事（変更）届出書（建築物以外）

年 月 日

（宛先）

滋賀県知事

住 所

氏 名

（法人にあっては、主たる  
事務所の所在地、名称お  
よび代表者の氏名）

だれもが住みたくなる福祉滋賀のまちづくり条例第12条の規定により、次のとおり特定施設の新築等（変更）の内容を届け出ます。

特定施設の場所			
特定施設の種類		特定施設の名称	
特定施設の工事種別	新築・新設・その他		
施設の敷地面積		工事区域の面積	m <sup>2</sup>
主な施設の内容	施設の面積		備 考
		m <sup>2</sup>	
合計		m <sup>2</sup>	
工 事 着 手 予定年月日	年 月 日	工 事 完 了 予定年月日	年 月 日
連絡先	住 所	名 称	
	担当者名	電 話	

※

番 号

本件届出書については、だれもが住みたくなる福祉滋賀のまちづくり条例に基づく特定施設整備基準に照らし、次のとおり通知します。

年 月 日

滋賀県知事

㊞

注1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

2 ※欄は記入しないこと。

3 共同住宅等にあっては、延べ面積（戸（室）数）欄に延べ面積および戸（室）数を記入すること。

特定施設整備項目表（建築物）

建築物の棟の名称		棟	用途			
工事種別	新築・増築・改築・移転・用途変更・大規模の修繕・大規模の模様替え		階数	地上	階・地下	
階別	階別用途（具体的用途）	新築等の部分の床面積	既存部分の床面積	床面積合計		備考
（階）		m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>		
（階）		m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>		
（階）		m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>		
（階）		m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>		
（階）		m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>		
合計		m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>		

							※		
1 廊下等	(1) 表面は、滑りにくい材料の仕上げ						有	無	
	(2) 廊下等の段の設置（無の場合は、以下は記入不要）						有	無	
	段の構造	ア 手すりの設置					有	無	
		イ 回り段の有無					有	無	
		ウ 表面は、滑りにくい材料の仕上げ					有	無	
		エ 段は、容易に識別できるもの					有	無	
		オ つまづきにくいもの					有	無	
		カ 段のある部分の端に近接する踊場に点状ブロック等の敷設					有	無	
(3) 階段または傾斜路の端に近接する廊下等に点状ブロック等の敷設						有	無		
2 階段	多数の者の利用する階段の設置（無の場合は、以下は記入不要）						有	無	
	階段の構造	(1) 手すりの設置					有	無	
		(2) 主たる階段に回り段の有無					有	無	
		(3) 表面は、滑りにくい材料の仕上げ					有	無	
		(4) 段は、容易に識別できるもの					有	無	
		(5) つまづきにくいもの					有	無	
		(6) 段のある部分の端に近接する踊場に点状ブロック等の敷設					有	無	
3 傾斜路	多数の者の利用する傾斜路の設置（無の場合は、以下は記入不要）						有	無	
	傾斜路の構造	(1) こう配が1/12を超え、または高さが16cmを超える傾斜のある部分の有無					有	無	
		(1)の部分がある傾斜路の部分には、手すりの設置					有	無	
		(2) 表面は、滑りにくい材料の仕上げ					有	無	
		(3) 前後の廊下等との色の明度の差等により容易に識別できるもの					有	無	
		(4) 傾斜のある部分の端に近接する踊場に点状ブロック等の敷設					有	無	
4 便所	(1) 多数の者の利用する便所の設置（無の場合は、以下は記入不要）						有	無	
	車いす使用者便所の設置数		男子用	箇所	女子用	箇所	共用	箇所	
	便所の構造	ア 車いす使用者便所の構造	(7)	腰掛便座の設置			有	無	
				手すり等の設置			有	無	
		(4) 車いす使用者便所の面積				m <sup>2</sup>			
		(7) 大便器洗浄装置			靴べら式、光感知式、その他（ ）				
	イ 車いす使用者が使用する際支障となる段差						有	無	
	ウ 便所の出入口付近に車いす使用者便房が設けられている旨の表示						有	無	

	(2) 車いす使用者便房を設けた便所以外の便所の設置（病院・診療所等（入院施設を有するもの）、障害者支援施設等）	有	無		
車いす使用者便房以外の高齢者・障害者用便房の設置数および構造	便房の設置数	男子用 箇所	女子用 箇所	共用 箇所	
	腰掛便座の設置			有 無	
	手すり等の設置			有 無	
	大便器洗浄装置	靴べら式、光感知式、その他（ ）			
	(3) 男子用小便器の設置（無の場合は、以下は記入不要）	有	無		
	床置きその他これに類する小便器の設置数	箇所			
	床置き等小便器の手すりの設置（病院・診療所等（入院施設を有するもの）、障害者支援施設等）	有	無		
	(4) (1)から(3)までに定める構造の便所は、高齢者、障害者等が円滑に利用できる洗面器の設置（高さ、水洗レバー、手すり等）	有	無		
	(5) 人工肛門または人工ぼうこうの使用者のための洗浄設備等を設けた便房の設置（病院・診療所等、公会堂・集会場等の施設で2,000㎡を超えるものまたは公衆便所）	有	無		
人工肛門または人工ぼうこうの使用者のための洗浄設備等を設けた便房の設置数および構造	男子用 箇所	女子用 箇所	共用 箇所		
	洗浄設備その他の設備等の設置			有 無	
(6) 多数の者の利用する便所の構造（病院・診療所等、公会堂・集会場等の施設で2,000㎡を超えるものまたは公衆便所等）	ア	乳幼児いす等を備えた便房の設置	有	無	
	イ	乳幼児ベッド等の設備の設置	有	無	
	(7) 便房または便所の出入口付近には、(5)および(6)の設備を設置した旨の表示	有	無		
5 敷地内通路	(1) 表面は、滑りにくい材料の仕上げ	有	無		
	(2) 段の設置（無の場合は、以下は記入不要）	有	無		
	段の構造	ア	手すりの設置	有	無
		イ	回り段の有無	有	無
		ウ	段は、容易に識別できるもの	有	無
		エ	つまずきにくいもの	有	無
	(3) 傾斜路の設置（無の場合は、以下は記入不要）	有	無		
	傾斜路の構造	ア	こう配が1/12を超え、または高さが16cmを超え、かつ、こう配が1/20を超える傾斜のある部分の有無	有	無
		アの部分がある傾斜路には、手すりの設置		有	無
		イ	前後の通路との色の明度の差等により容易に識別できるもの	有	無
(4) 排水溝を設ける場合の溝ふたの設置	有	無			
6 駐車場	(1) 多数の者の利用する駐車場の設置（無の場合は、以下は記入不要）	有	無		
	全駐車台数	台分	車いす使用者駐車施設の設置数	台分	
	(2) 車いす使用者駐車施設の構造	ア	幅は、350cm以上	cm	
		イ	車いす使用者駐車施設である旨の表示（国際シンボルマーク等）		有 無
ウ		利用居室までの経路ができるだけ短くなる位置に設置		有 無	
7 利用円滑化経路	(1) 利用円滑化経路の設置（1以上）	ア	道等から利用居室までの経路		有 無
		イ	利用居室（ない場合は、道等）から車いす使用者便房までの経路		有 無
		ウ	利用居室（ない場合は、道等）から車いす使用者駐車施設までの経路		有 無
8 利用円滑化経路の段差	利用円滑化経路上に階段または段の設置（無の場合は、以下は記入不要）				有 無
	(1) 階段または段に併設する傾斜路またはエレベーターの設置				有 無
	(2) 直接地上へ通ずる出入口に近接する廊下等に段の設置（病院・診療所等（入院施設を有しないもの）、購買施設等、サービス施設等の施設で用途面積が500㎡以下のもの）				有 無
	段の構造	高低差は、16cm以下		cm	
		傾斜路（可動式を含む。）の設置その他の措置			有 無

9 利用円滑化経路の出入口	直接地上に通ずる出入口、各利用居室の出入口、車いす使用者便房に通ずる出入口、車いす使用者駐車施設に通ずる出入口の構造（それぞれ1以上）		(1) 幅は、80cm以上	cm			
			(2) 戸の設置（無の場合は、以下は記入不要）	有	無		
	戸の構造	自動その他の容易に開閉して通過できるもの		有	無		
		戸の前後の高低差		有	無		
10 利用円滑化経路の廊下等	(1) 幅は、120cm以上		cm				
	(2) 末端または50m以内ごとに車いす転回スペースの設置		有	無			
	(3) 戸の設置（無の場合は、以下は記入不要）		有	無			
	戸の構造	自動その他の容易に開閉して通過できるもの		有	無		
戸の前後の高低差			有	無			
11 利用円滑化経路の傾斜路	利用円滑化経路における傾斜路の設置（無の場合は、以下は記入不要）		有	無			
	傾斜路の構造	(1) 幅は、120cm以上（段に併設する場合は、90cm以上）	cm				
		(2) こう配は、1/12以下（傾斜路の高さが16cm以下の場合は、1/8以下）	1/				
		(3) 高さが75cmを超える傾斜路の有無（無の場合は、以下は記入不要）	有	無			
	傾斜路の高さが75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊場の設置		有	無			
12 利用円滑化経路のエレベーター等	(1) 利用円滑化経路におけるエレベーターの設置（無の場合は、以下は記入不要）		有	無			
	エレベーターおよび乗降ロビーの構造	ア かがは、利用居室、車いす使用者便房または車いす使用者駐車施設がある階および地上階に停止するもの		有	無		
		イ かがおよび昇降路の出入口の幅は、80cm以上	cm				
		ウ かがの奥行きは、135cm以上	cm				
		エ 乗降ロビーの構造	高低差の有無		有	無	
			幅および奥行きは150cm以上	cm × cm			
		オ かが内および乗降ロビーには、車いす使用者が利用しやすい位置に制御装置の設置		有	無		
		カ かが内にかごの停止予定階および現在位置の表示装置の設置		有	無		
		キ かが内の側板に手すりの設置		有	無		
		ク かが内に扉の開閉状態を確認できる鏡の設置		有	無		
		ケ 乗降ロビーにかごの昇降方向を確認できる装置の設置		有	無		
		コ 用途面積が2,000㎡を超える施設におけるエレベーターの構造	(7) かがの床面積は、1.83㎡以上	㎡			
			(イ) かがは、車いすの転回に支障がないもの	有	無		
			(7) かが内に到着階ならびにかごおよび昇降路の戸の閉鎖を音声で知らせる装置の設置	有	無		
サ 多数の者の利用するエレベーターおよび乗降ロビー（視覚障害者の単独利用が想定されない施設に設けるものを除く。）の構造	(イ) かが内および乗降ロビーの制御装置は、点字の表示等により視覚障害者が操作できるもの	有	無				
	(ウ) かが内または乗降ロビーに昇降方向を音声で知らせる装置の設置	有	無				
(2) 利用円滑化経路における特殊な構造または使用形態のエレベーター等の設置（無の場合は、以下は記入不要）		有	無				
特殊な構造等エレベーター等の構造	ア エレベーターの構造	(7) 平成12年建設省告示第1413号第1第7号に規定する構造	有	無			
		(イ) かがの床面積は、0.84㎡以上	㎡				
		(ウ) かが内で方向を変更する必要がある場合は、十分な床面積の確保	有	無			
	イ エスカレーターの構造	(7) 平成12年建設省告示第1417号第1号ただし書に規定する構造	有	無			
(イ) 車いす使用者が円滑に昇降できる幅の確保		有	無				

13 利用円滑化経路の敷地内通路	(1) 幅は、120cm以上				cm				
	(2) 50m以内ごとに車いす転回スペースの設置					有	無		
	(3) 戸の設置（無の場合は、以下は記入不要）					有	無		
	戸の構造	自動その他の容易に開閉して通過できるもの				有	無		
		戸の前後の高低差				有	無		
	(4) 傾斜路の設置（無の場合は、以下は記入不要）					有	無		
	傾斜路の構造	ア 幅は、120cm以上（段に併設する場合は、90cm以上）				cm			
		イ こう配は、1/12以下（傾斜路の高さが16cm以下の場合は、1/8以下）		1/					
ウ 高さが75cmを超える傾斜路の有無（無の場合は、以下は記入不要）					有	無			
傾斜路の高さが75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊場の設置					有	無			
14 案内場所までの経路	(1) 案内場所の設置					有	無		
	道等から案内場所までの経路		視覚障害者利用円滑化経路の設置（1以上）			有	無		
	(2) 視覚障害者利用円滑化経路の構造	ア 視覚障害者誘導用ブロック等の敷設または音声等による誘導設備の設置				有	無		
		イ 敷地内通路に点状ブロック等の敷設	(7) 車路に近接する部分			有	無		
			(4) 段または傾斜路の端に近接する部分			有	無		
(3) 案内場所が設置されていない場合は、道等から直接地上へ通ずる出入口までの経路において、(2)に定める構造の経路の設置（1以上）					有	無			
15 授乳場所（病院・診療所等、公会堂・集会場等の施設で2,000㎡を超えるものまたは母子福祉施設等）	授乳場所の設置					有	無		
	設備の内容：ベビーベッド、いす、その他（								
16 観覧席・客席（公会堂・集会場、劇場・映画館等および体育館等）	(1) 固定式の観覧席・客席の設置（無の場合は、以下は記入不要）					有	無		
	施設の状況	固定式の観覧席・客席の総数				席			
		車いす使用者席の数は、500以下の場合には2、500を超える場合は総数に5/1,000を乗じた数以上				席			
		観覧席・客席の大きさは、間口85cm以上および奥行110cm以上		間口 × 奥行		cm	cm		
	(2) 観覧席・客席部の出入口から車いす使用者席までの通路の構造（1以上）	通路の幅は、120cm以上				cm			
		観覧席・客席部の通路の高低差（無の場合は、以下は記入不要）					有	無	
		傾斜路の有無（無の場合は、以下は記入不要）					有	無	
		傾斜路の構造	表面は、滑りにくい材料の仕上げ				有	無	
			幅は、120cm以上（段に併設する場合は、90cm以上）				cm		
			こう配は、1/12以下（傾斜路の高さが16cm以下の場合は、1/8以下）		1/				
高さが75cmを超える傾斜路の有無（無の場合は、以下は記入不要）					有	無			
傾斜路の高さが75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊場の設置					有	無			
17 浴室等（病院・診療所等（入院のための施設を有するもの）、障害者支援施設等、旅館等および公衆浴場）	多数の者の利用する浴室の設置（無の場合は、以下は記入不要）					有	無		
	(1) 浴槽および洗い場の構造	洗い場の大きさ		cm × cm					
		腰掛台、手すり等の設置					有	無	
	(2) 脱衣室の構造	脱衣室の大きさ		cm × cm					
		腰掛台、手すり等の設置					有	無	
		出入口の構造	幅は、80cm以上				cm		
	戸を設ける場合の構造		戸は、自動その他の容易に開閉して通過できるもの					有	無
戸の前後の高低差					有	無			

18 更衣室およびシャワー室 (体育館等)	更衣室およびシャワー室の設置（無の場合は、以下は記入不要）			有	無	
	更衣室およびシャワー室の構造（1以上）	(1) 更衣室およびシャワー室の規模等	更衣室の大きさ	cm ×	cm	
			シャワー室の大きさ	cm ×	cm	
			腰掛台、手すり等の設置		有	無
(2) 出入口の構造	幅は、80cm以上			cm		
	戸を設ける場合の構造	戸は、自動その他の容易に開閉して通過できるもの		有	無	
		戸の前後の高低差		有	無	
19 客室（旅館等）	高齢者、障害者等が利用できる客室の構造（1以上）	(1) 出入口の構造	幅は、80cm以上		cm	
			戸を設ける場合の構造	戸は、自動その他の容易に開閉して通過できるもの		有
		戸の前後の高低差		有	無	
		(2) 室内は、車いす使用者が円滑に利用できる十分な床面積を確保			有	無
		(3) 車いす使用者が利用できる便房	客室内に設置		有	無
			客室の外部に設置		有	無
	(4) 車いす使用者が利用できる浴室	客室内に設置		有	無	
客室の外部に設置		有	無			
20 受付カウンター等	受付カウンターおよび記載台の設置（無の場合は、以下は記入不要）			有	無	
	受付カウンター等は、車いす使用者が利用できる高さ等に配慮した構造			有	無	
	同等の機能を確保できる受付カウンター等以外の場所または設備の設置			有	無	
21 公衆電話所	公衆電話所の設置（無の場合は、以下は記入不要）			有	無	
	公衆電話所の構造	(1) 電話台の高さ等は、車いす使用者が利用できるもの		有	無	
		(2) 公衆電話所の出入口の設置		有	無	
	出入口の構造	幅は、80cm以上		cm		
戸を設ける場合の構造		戸は、自動その他の容易に開閉して通過できるもの		有	無	
	戸の前後の高低差		有	無		
22 券売機	券売機の設置（無の場合は、以下は記入不要）			有	無	
	券売機の構造（1以上）	(1) 金銭投入口および操作ボタンの構造	金銭投入口の高さ等は、車いす使用者に配慮したもの	有	無	
			操作ボタンの高さ等は、車いす使用者に配慮したもの	有	無	
(2) 投入口、操作ボタン等に点字による表示			有	無		
23 案内標示等	(1) 案内場所に案内板の設置（無の場合は、以下は記入不要）			有	無	
	案内板の構造（1以上）	ア 案内板の高さ、文字の大きさ、標示等に配慮したもの		有	無	
		イ 点字、音声その他の方法により視覚障害者の利用に配慮したもの		有	無	
	(2) 診察および投薬を待つための文字による表示装置の設置（病院）			有	無	
(3) 案内板、便所に係る表示その他案内または誘導のための標識を設ける場合は、必要に応じ、かな、ローマ字、絵等による見やすい表示			有	無		
24 緊急時の避難設備（公会堂・集会場、劇場・映画館等および旅館等）	(1) 自動火災報知設備の設置（無の場合は、以下は記入不要）			有	無	
	非常時を知らせる点滅灯および音声誘導装置の設置			有	無	
	(2) 防火戸にくぐり戸の設置（無の場合は、以下は記入不要）			有	無	
	くぐり戸の構造	幅は、80cm以上		cm		
戸の下部は、またぐ必要のないもの		有	無			
25 休憩設備（病院・診療所等、公会堂・集会場等の施設で2,000㎡を超えるもの）	高齢者、障害者等が休憩できるベンチ等の設置（1以上）			有	無	

特定施設整備項目表（道路）

特定施設の名称	
施設の所在地	

			※		
歩道等	(1) 幅員は、車いす使用者が円滑に通行できるもの		cm		
	(2) 舗装は、平たんで、滑りにくく、水はけの良い仕上げ	アスファルト舗装、タイル舗装、その他 ( )			
	(3) 縦断こう配は、5%以下（地形の状況等によりやむを得ない場合は、8%以下）		%		
	(4) 横断こう配は、1%以下（道路の構造等によりやむを得ない場合は、2%以下）		%		
	(5) 歩道等の縁端と車道等との段差 (2cmを標準)	ア 歩道等と車道の交差部の歩道等の部分		cm	
		イ 横断歩道に接続する歩道等の部分		cm	
	(6) 歩道等と車道の交差部の歩道等の部分または横断歩道に接続する歩道等の部分は、車いす使用者の通行に支障のないもの		有	無	
	(7) 横断歩道における中央分離帯の部分は、車いす使用者の通行に支障のないもの		有	無	
	(8) 車両乗り入れ部を設ける場合は、車いす使用者の通行に支障のないもの		有	無	
(9) 必要に応じて、視覚障害者誘導ブロック等の敷設		有	無		

特定施設整備項目表（公園）

特定施設の名称						
施設の所在地						
		※				
1 出入口	出入口の構造（1以上）	幅は、80cm以上		cm		
		戸の設置（無の場合は、以下は記入不要）		有	無	
		戸の構造	自動その他の容易に開閉して通過できるもの		有	無
			戸の前後の高低差		有	無
2 園路等（主要な園路等）	(1) 園路等の構造	表面は、滑りにくい材料の仕上げ		有	無	
		主要な園路等における階段または段の設置（無の場合は、以下は記入不要）		有	無	
		段の構造	手すりの設置		有	無
			回り段の有無		有	無
			段は、容易に識別できるもの		有	無
			つまずきにくいもの		有	無
	排水溝を設ける場合は、車いす使用者等の通行に支障のない溝ふたの設置		有	無		
	幅は、120cm以上		cm			
	50m以内ごとに車いす転回スペースの設置		有	無		
	戸の設置（無の場合は、以下は記入不要）		有	無		
	戸の構造	自動その他の容易に開閉して通過できるもの		有	無	
		戸の前後の高低差		有	無	
	(2) 利用上必要な箇所に視覚障害者誘導ブロック等の敷設		有	無		
	(3) 階段または段の設置（無の場合は、以下は記入不要）		有	無		
	ア 階段または段に併設する傾斜路の設置（無の場合は、以下は記入不要）		有	無		
	傾斜路の構造	傾斜路の高低差		cm		
		高低差が16cmを超え、かつ、こう配が1/20を超える部分がある傾斜路は、手すりの設置		有	無	
		前後の通路との色の明度の差等により容易に識別できるもの		有	無	
		幅は、120cm以上（段に併設する場合は、90cm以上）		cm		
		こう配は、1/12以下（傾斜路の高さが16cm以下の場合は、1/8以下）		1/		
高さが75cmを超える傾斜路の有無（無の場合は、以下は記入不要）		有	無			
傾斜路の高さが75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踏場の設置		有	無			
イ 階段または段に併設するエレベーター等の設置		有	無			
エレベーター等は、建築物の特定施設整備基準12に定める構造		有	無			
3 便所	多数の者の利用する便所の設置（無の場合は、以下は記入不要）		有	無		
	車いす使用者便所の設置数		男子用 箇所	女子用 箇所	共用 箇所	
	便所の構造	車いす使用者便所の構造	腰掛便座の設置		有	無
			手すりの設置		有	無
		車いす便所の面積		㎡		
		大便器洗浄装置		靴べら式、光感知式、その他（ ）		
	車いす使用者が使用する際支障となる段差		有	無		
	便所の出入口付近に車いす使用者便房が設けられている旨の表示		有	無		

	男子用小便器の設置		有	無		
	床置き式その他これに類する小便器の設置数		箇所			
	高齢者、障害者等が円滑に利用できる洗面器の設置（高さ、水洗レバー、手すり等）		有	無		
4	ベンチの設置（1以上）		有	無		
5	(1) 多数の者の利用する駐車場の設置（無の場合は、以下は記入不要）		有	無		
	全駐車台数		台分			
	車いす使用者駐車施設の設置数		台分			
	(2) 車いす使用者駐車施設の構造	ア 幅は、350cm以上		cm		
		イ 車いす使用者駐車施設である旨の表示（国際シンボルマーク等）		有	無	
ウ 主要な園路までの経路ができるだけ短くなる位置に設置		有	無			
6	受付カウンターおよび記載台の設置（無の場合は、以下は記入不要）		有	無		
	受付カウンター等の構造	車いす使用者が利用できる高さ等に配慮したもの	有	無		
7	券売機の設置（無の場合は、以下は記入不要）		有	無		
	券売機の構造（1以上）	金銭投入口および操作ボタンの構造	金銭投入口の高さ等は、車いす使用者に配慮したもの		有	無
		操作ボタンの高さ等は、車いす使用者に配慮したもの		有	無	
		投入口、操作ボタン等に点字による表示		有	無	
8	改札口の設置（無の場合は、以下は記入不要）		有	無		
	改札口の構造	幅は、80cm以上	cm			
9	(1) 案内板の設置（無の場合は、以下は記入不要）		有	無		
	案内板の構造（1以上）	ア 出入口の付近に設置		有	無	
		イ 案内板の表示方法等	案内板の高さ、文字の大きさ、標示等に配慮したもの		有	無
			点字、音声その他の方法により視覚障害者の利用に配慮したもの		有	無
	(2) 案内板、便所に係る表示その他案内または誘導のための標識を設ける場合は、必要に応じ、かな、ローマ字、絵等による見やすい表示		有	無		

特定施設整備項目表（駐車場）

特定施設の名称										
施設の所在地										
							※			
1 車いす使用者駐車施設	(1) 車いす使用者駐車施設の設置			有	無					
	全駐車台数			台分						
	車いす使用者駐車施設の設置数			台分						
	(2) 車いす使用者駐車施設の構造	ア 幅は、350cm以上			cm					
		イ 車いす使用者駐車施設である旨の表示（国際シンボルマーク等）			有	無				
ウ 道等までの経路ができるだけ短くなる位置に設置			有	無						
2 出入口	出入口の構造（1以上）	幅は、80cm以上			cm					
		戸の設置（無の場合は、以下は記入不要）			有	無				
		戸の構造	自動その他の容易に開閉して通過できるもの			有	無			
			戸の前後の高低差			有	無			
3 駐車場内の通路	車いす使用者駐車施設から出入口までの通路の構造（1以上）	(1) 通路の構造	表面は、滑りにくい材料の仕上げ			有	無			
			通路における段の設置（無の場合は、以下は記入不要）			有	無			
			段の構造	手すりの設置			有	無		
				回り段の有無			有	無		
				段は、容易に識別できるもの			有	無		
		つまずきにくいもの			有	無				
		排水溝を設ける場合は、車いす使用者等の通行に支障のない溝ぶたの設置			有	無				
		幅は、120cm以上			cm					
		50m以内ごとに車いす転回スペースの設置			有	無				
		戸の設置（無の場合は、以下は記入不要）			有	無				
		戸の構造	自動その他の容易に開閉して通過できるもの			有	無			
			戸の前後の高低差			有	無			
		(2) 通路における段の設置（無の場合は、以下は記入不要）			有	無				
		ア 段に併設する傾斜路の設置			有	無				
		傾斜路の構造	傾斜路の高低差			cm				
			高低差が16cmを超え、かつ、こう配が1/20を超える部分がある傾斜路は、手すりの設置			有	無			
			前後の通路との色の明度の差等により容易に識別できるもの			有	無			
			幅は、120cm以上（段に併設する場合は、90cm以上）			cm				
			こう配は、1/12以下（傾斜路の高さが16cm以下の場合、1/8以下）			1/				
			高さが75cmを超える傾斜路の有無（無の場合は、以下は記入不要）			有	無			
傾斜路の高さが75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊場の設置			有	無						
イ 段に併設するエレベーター等の設置			有	無						
エレベーター等は、建築物の特定施設整備基準12に定める構造			有	無						

特定施設整備項目表（公共交通機関の施設）

特定施設の名称	
施設の所在地	

				※			
1 移動円滑化経路	(1) 公共用通路と乗降口との間に移動円滑化経路の設置（乗降場ごとに1以上）	有	無				
	(2) 移動円滑化経路における高低差の有無（無の場合は、以下は記入不要）	有	無				
	傾斜路またはエレベーターの設置（有の場合は、以下は記入不要）	有	無				
	設置が困難な場合は、エスカレーターへの設置（有の場合は、以下は記入不要）	有	無				
	エスカレーターへの設置が困難な場合は、車いす使用者の円滑な利用に適した昇降機の設置	有	無				
	昇降機の種類						
	(3) 傾斜路またはエレベーターの設置の適用除外	隣接し、一体的に利用可能な施設における傾斜路またはエレベーターの設置（営業時間内に乗降口との間を円滑に移動できるもの）	有	無			
		昇降機の設置が困難な管理上の理由	有	無			
	(4) 移動円滑化経路と公共用通路の出入口の構造	ア 有効幅は、90cm以上（構造上やむを得ない場合は、80cm以上）			cm		
		イ 戸の設置（無の場合は、以下は記入不要）		有	無		
		戸の構造	(7) 有効幅は、90cm以上（構造上やむを得ない場合は、80cm以上）			cm	
			(4) 自動その他の容易に開閉して通過できるもの		有	無	
		ウ 車いす使用者が使用する際支障となる段差		有	無		
		エ 段がある場合は、傾斜路の設置		有	無		
	(5) 移動円滑化経路を構成する通路の構造	ア 有効幅は、140cm以上			cm		
		イ 戸の設置（無の場合は、以下は記入不要）		有	無		
		戸の構造	(7) 有効幅は、90cm以上（構造上やむを得ない場合は、80cm以上）			cm	
			(4) 自動その他の容易に開閉して通過できるもの		有	無	
		ウ 車いす使用者が使用する際支障となる段差		有	無		
		エ 段がある場合は、傾斜路の設置		有	無		
	(6) 移動円滑化経路を構成する傾斜路の設置（無の場合は、以下は記入不要）		有	無			
	傾斜路の構造	ア 有効幅は、120cm以上（段に併設する場合は、90cm以上）			cm		
		イ こう配は、1/12以下（高さが16cm以下の場合は、1/8以下）			1/		
		ウ 高さが75cmを超える傾斜路の設置（無の場合は、以下は記入不要）		有	無		
		傾斜路の高さが75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊場の設置		有	無		
	(7) 移動円滑化経路を構成するエレベーターの設置（無の場合は、以下は記入不要）		有	無			
	エレベーターの構造	ア かがおよび昇降路の出入口の幅は、80cm以上			cm		
		イ かの大きさ等	内法幅は140cm以上、内法奥行きは135cm以上		cm×	cm	
			出入口が複数あり、車いす使用者が円滑に昇降できるもの		有	無	
		ウ かが内に入出口を確認できる鏡の設置		有	無		
エ かが内および昇降路の戸は、ガラス等によりかが内が確認できるもの			有	無			
オ かが内に手すりの設置			有	無			
カ かがおよび昇降路の戸の開扉時間を延長する機能の設置			有	無			
キ かが内にかごの停止予定階および現在位置の表示装置の設置			有	無			
ク かが内に到着階ならびにかごおよび昇降路の戸の閉鎖を音声で知らせる装置の設置		有	無				

	ケ	かご内および乗降ロビーに車いす使用者が利用しやすい位置に操作盤の設置	有	無		
	コ	かご内および乗降ロビーの操作盤は、点字の表示等により視覚障害者が操作できるもの（それぞれ1以上）	有	無		
	サ	乗降ロビーの有効幅および有効奥行きは、150cm以上	cm×		cm	
	シ	乗降ロビーにかごの昇降方向を音声で知らせる設備の設置（かご内に当該設備がある場合、または停止階が2のみである場合を除く。）	有	無		
	ス	乗降ロビーにかごの昇降方向を表示する設備の設置（停止階が2のみである場合を除く。）	有	無		
	(8)	移動円滑化経路を構成するエスカレーターの設置（無の場合は、以下は記入不要）	有	無		
エ ス カ レ ー タ ー の 構 造	ア	旅客が同時に上りおよび下りの双方向に移動する場合	有	無		
		双方向に移動する場合は、上り専用および下り専用のものを設置	有	無		
	イ	踏み段の表面およびくし板は、滑りにくい仕上げ	有	無		
	ウ	昇降口において、3枚以上の踏み段が同一平面上にあるもの	有	無		
	エ	踏み段相互の境界を容易に識別できるもの	有	無		
	オ	くし板と踏み段の境界を容易に識別できるもの	有	無		
	カ	上り専用または下り専用のエスカレーターの設置	有	無		
		エスカレーターの端に近接する通路の床面等には、進入の可否を表示	有	無		
	キ	有効幅は、80cm以上	cm			
	ク	踏み段の面等の構造	車いす使用者の円滑な昇降に必要な広さとすることができるもの	有	無	
		車止めの設置	有	無		
	(9)	移動円滑化経路に改札口の設置（無の場合は、以下は記入不要）	有	無		
	改札口の構造（1以上）	有効幅は、80cm以上	cm			
2 通路	(1)	表面は、滑りにくい材料の仕上げ	有	無		
	(2)	段の設置（無の場合は、以下は記入不要）	有	無		
	段 の 構 造	ア	段は、容易に識別できるもの	有	無	
		イ	つまずきにくいもの	有	無	
		ウ	手すりの設置	有	無	
(3)	有効幅は、120cm以上	cm				
3 傾斜路	(1)	両側に手すりの設置	有	無		
	(2)	表面は、滑りにくい材料の仕上げ	有	無		
	(3)	両側に立ち上がり部の設置	有	無		
	(4)	前後の通路等との色の明度の差等により容易に識別できるもの	有	無		
4 階段	(1)	両側に手すりの設置	有	無		
	(2)	手すりの端部付近に階段の通ずる場所を示す点字の表示	有	無		
	(3)	回り段の有無	有	無		
	(4)	表面は、滑りにくい材料の仕上げ	有	無		
	(5)	段は、容易に識別できるもの	有	無		
	(6)	つまずきにくいもの	有	無		
	(7)	両側に立ち上がり部の設置	有	無		
5 視覚障害者誘導用ブロック等	(1)	公共用通路と車両等の乗降口との間の通路等に視覚障害者誘導用ブロック等の敷設または音声その他の方法により視覚障害者を誘導する設備の設置	有	無		
	(2)	(1)の通路等と乗降ロビーに設ける操作盤、6の(5)に定める構造の設備（音によるものを除く。）、便所の出入口および乗車券等販売所との間の経路を構成する通路等にそれぞれ視覚障害者誘導用ブロック等の敷設または音声誘導装置の設置	有	無		
	(3)	階段、傾斜路およびエスカレーターの端に近接する通路等に点状ブロック等の敷設	有	無		

6 案内設備	(1) 車両等の運行（運航を含む。）に関する情報を文字等により表示するための設備および音声により提供するための設備の設置		有	無			
	(2) 昇降機、便所または乗車券等販売所の付近に移動円滑化のための主要な設備があることを表示する標識の設置		有	無			
	(3) 公共用通路に直接通ずる出入口または改札口の付近に移動円滑化のための主要な設備の配置を表示した案内板その他の設備の設置		有	無			
	(4) (2)の標識または(3)の案内板その他の設備の構造	高さ、文字の大きさ、標示等に配慮したもの	有	無			
		必要に応じ、かな、ローマ字、絵等による見やすい表示	有	無			
(5) 公共用通路に直接通ずる出入口、改札口の付近等に公共交通機関の施設の構造および主要な設備の配置を音、点字その他の方法により示す設備の設置		有	無				
7 便所	(1) 多数の者の利用する便所の設置（無の場合は、以下は記入不要）		有	無			
	便所の構造	ア 出入口付近に男子用および女子用の区別ならびに便所の構造を音、点字その他の方法により視覚障害者に示すための設備の設置	有	無			
		イ 床の表面は、滑りにくい材料の仕上げ	有	無			
		ウ 男子用小便器を設ける場合は、床置き式小便器等の設置（1以上）	有	無			
		エ ウの小便器に手すりの設置	有	無			
		オ 高齢者、障害者等が円滑に利用できる構造の洗面器の設置	有	無			
	(2) 車いす使用者等に配慮した便所等の構造（1以上）	ア 便所内に車いす使用者等の円滑な利用に適した便所の設置	有	無			
		イ 車いす使用者等の円滑な利用に適した便所の設置	有	無			
	(3) (2)のアの便房が設けられた便所の構造	ア 移動円滑化経路と便所との間の通路は、1の(5)に定める構造（1以上）		有	無		
		イ 出入口の有効幅は、80cm以上			cm		
		ウ 出入口に車いす使用者が通過する際支障となる段		有	無		
		エ 出入口に車いす使用者便房が設けられていることを表示する標識		有	無		
		オ 出入口に戸の設置（無の場合は、以下は記入不要）		有	無		
		戸の構造	(7) 有効幅は、80cm以上			cm	
			(4) 容易に開閉して通過できるもの		有	無	
		カ 車いす使用者の円滑な利用に適した十分な空間の確保				m	
	(4) (2)のアの便房の構造	ア 出入口に車いす使用者が通過する際支障となる段		有	無		
		イ 出入口に車いす使用者便房が設けられていることを表示する標識		有	無		
		ウ 腰掛便座および手すりの設置		有	無		
		エ 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する水洗器具の設置		有	無		
		オ (3)のイ、オおよびカに定める構造		有	無		
	(5) (2)のイの便所の構造	(2) 移動円滑化経路と便所との間の通路は、1の(5)に定める構造（1以上）		有	無		
		出入口の有効幅は、80cm以上				cm	
出入口に車いす使用者が通過する際支障となる段			有	無			
出入口に戸の設置（無の場合は、以下は記入不要）			有	無			
戸の構造		有効幅は、80cm以上			cm		
		容易に開閉して通過できるもの		有	無		
車いす使用者の円滑な利用に適した十分な空間の確保				m			
出入口に車いす使用者便所が設けられていることを表示する標識			有	無			
腰掛便座および手すりの設置			有	無			
高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する水洗器具の設置			有	無			

	(6) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第2条第6項に規定する特定旅客施設（1日の平均的な旅客数が5,000人以上等）	有	無		
	多数の者の利用する便所の構造（1以上）	ア 人工肛門または人工ぼうこうの利用者のための洗浄設備等を備えた便房または便所の設置	有	無	
		イ 乳幼児いす等の設備を備えた便房または便所の設置	有	無	
		ウ 乳幼児ベッド等の設備を備えた便所の設置	有	無	
8 乗車券等販売所、待合所および案内所	(1) 乗車券等販売所の設置（無の場合は、以下は記入不要）		有	無	
	乗車券等販売所の構造（1以上）	ア 移動円滑化経路と乗車券等販売所との間の通路は、1の(5)に定める構造（1以上）	有	無	
	イ 出入口の構造（1以上）	(7) 有効幅は、80cm以上		cm	
		(4) 戸の設置（無の場合は、以下は記入不要）	有	無	
	戸の構造（1以上）	a 有効幅は、80cm以上		cm	
		b 容易に開閉して通過できるもの	有	無	
		(9) 車いす使用者が通過する際支障となる段	有	無	
		(エ) 段を設ける場合は、傾斜路を併設	有	無	
	ウ 受付カウンター等の設置（無の場合は、以下は記入不要）		有	無	
		受付カウンター等は、車いす使用者の円滑な利用に適した構造（1以上）	有	無	
		常時勤務する者が容易に受付カウンター等の前に出て対応できる構造	有	無	
	(2) 待合所および案内所の設置（無の場合は、以下は記入不要）		有	無	
	待合所および案内所は、(1)に定める構造（1以上）		有	無	
9 券売機	券売機の設置（無の場合は、以下は記入不要）		有	無	
	乗車券等の販売を行う者が常時対応する窓口の設置（有の場合は、以下は記入不要）		有	無	
	券売機の構造（1以上）	(1) 金銭投入口および操作ボタンの高さ等は、車いす使用者に配慮したもの	有	無	
		(2) 点字による表示	有	無	
10 休憩設備	高齢者、障害者等が休憩できる設備の設置（1以上）		有	無	
11 鉄道駅	(1) プラットホームの構造	ア プラットホームの縁端と鉄道車両の旅客用乗降口の床面の縁端との間隔は、できる限り小さいもの	有	無	
		アの間隔が大きいたときは、旅客に対し、これを警告するための設備	有	無	
		イ プラットホームと鉄道車両の旅客用乗降口の床面とは、できる限り平らなもの	有	無	
		ウ プラットホームの縁端と鉄道車両の旅客用乗降口の床面との間に車いす使用者の円滑な乗降に支障がある隙間または段差の有無	有	無	
		有の場合は、車いす使用者が円滑に乗降するための設備の設置（1以上）	有	無	
		エ 排水のための横断こう配は、1%を標準（プラットホームにカの設備が設けられている場合を除く。）		%	
		オ 床の表面は、滑りにくい材料の仕上げ	有	無	

		カ ホームドア、可動式ホームさく、点状ブロック等その他の視覚障害者の転落を防止するための設備の設置	有	無		
		キ プラットホームの線路側以外の端部に旅客の転落を防止するためのさくの設置	有	無		
		ク 列車の接近を文字等および音声により警告するための設備の設置（プラットホームにカの設備が設けられている場合を除く。）	有	無		
		ケ ベンチの設置（1以上）	有	無		
	(3) 鉄道駅の適切な場所に列車に設けられる車いす使用者のための乗車設備に通ずる旅客用乗降口が停止するプラットホーム上の位置の表示		有	無		
12 乗船場	(1) 船舶への乗降用設備の設置（無の場合は、以下は記入不要）		有	無		
	乗降用設備の構造	ア 有効幅は、90cm以上		cm		
		イ 手すりの設置	有	無		
		ウ 表面は、滑りにくい材料の仕上げ	有	無		
	(3) 視覚障害者が水面に転落するおそれのある場所にさく、点状ブロック等の転落防止設備の設置		有	無		
13 授乳場所	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第2条第6項に規定する特定旅客施設（1日の平均的な旅客数が5,000人以上等）		有	無		
	授乳場所の設置		有	無		
	設備の内容：ベビーベット、いす、その他（ ）					
14 公衆電話所	公衆電話所の設置（無の場合は、以下は記入不要）		有	無		
	公衆電話所の構造	(1) 電話台の高さは、車いす使用者が利用できるもの	有	無		
		(2) 公衆電話所の出入口の設置（無の場合は、以下は記入不要）	有	無		
	出入口の構造	出 幅は、80cm以上		cm		
		戸を設ける場合の構造	戸は、容易に開閉して通過できるもの	有	無	
			戸の前後の高低差	有	無	

既存特定施設整備計画項目表（建築物）

建築物の棟の名称		棟	用途			
工事種別		新築・増築・改築・移転・用途変更・大規模の修繕・大規模の模様替え		階数	地上 階・地下 階	
階別	階別用途（具体的用途）	新築等の部分の床面積	既存部分の床面積	床面積合計	備考	
（階）		m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>		
（階）		m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>		
（階）		m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>		
（階）		m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>		
（階）		m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>		
合計		m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>		

整備計画項目		適合状況調査結果状況		改善必要箇所	改善計画実施後の内容	改善時期 （年～年）	※	
1 廊下等	(1) 表面は、滑りにくい材料の仕上げ		有	無		有・無	～	
	(2) 廊下等の段の設置		有	無		有・無	～	
	段の構造	ア 手すりの設置		有	無		有・無	～
		イ 回り段の有無		有	無		有・無	～
		ウ 表面は、滑りにくい材料の仕上げ		有	無		有・無	～
		エ 段は、容易に識別できるもの		有	無		有・無	～
		オ つまづきにくいもの		有	無		有・無	～
	カ 近接する踊場に点状ブロック等の敷設		有	無		有・無	～	
(3) 近接する廊下等に点状ブロック等の敷設		有	無		有・無	～		
2 階段	多数の者の利用する階段の設置		有	無		有・無	～	
	階段の構造	(1) 手すりの設置		有	無		有・無	～
		(2) 主たる階段に回り段の有無		有	無		有・無	～
		(3) 表面は、滑りにくい材料の仕上げ		有	無		有・無	～
		(4) 段は、容易に識別できるもの		有	無		有・無	～
		(5) つまづきにくいもの		有	無		有・無	～
		(6) 近接する踊場に点状ブロック等の敷設		有	無		有・無	～
3 傾斜路	多数の者の利用する傾斜路の設置		有	無		有・無	～	
	傾斜路の構造	(1) こう配が1/12または高さが16cmを超える傾斜路の部分に手すりの設置		有	無		有・無	～
		(2) 表面は、滑りにくい材料の仕上げ		有	無		有・無	～
		(3) 前後の廊下等と容易に識別できるもの		有	無		有・無	～
		(4) 近接する踊場に点状ブロック等の敷設		有	無		有・無	～
4 便所	(1) 多数の者の利用する便所の設置		有	無		有・無	～	
	車いす使用者便所の設置数		箇所			箇所	～	
	便所の構造	ア 車いす使用者便所の構造	(7) 腰掛便座の設置		有	無	有・無	～
			手すり等の設置		有	無	有・無	～
		(4) 便所の面積		m <sup>2</sup>			m <sup>2</sup>	～
		(9) 大便器洗浄装置		式			式	～
	イ 車いす使用者が使用する際支障となる段差		有	無		有・無	～	
ウ 出入口付近に便所の案内表示		有	無		有・無	～		

	(2) 車いす使用者便房を設けた便所以外の便所の設置 (病院・診療所等、障害者支援施設等)	有	無		有・無	～	
	車いす使用者便房以外の高齢者・障害者用便房の設置数および構造	便房の設置数		箇所	箇所	～	
		腰掛便座の設置		有	無	有・無	～
		手すり等の設置		有	無	有・無	～
		大便器洗浄装置		式		式	～
	(3) 男子用小便器の設置			有	無	有・無	～
	床置き等的小便器の設置数		箇所		箇所	～	
	床置き等小便器の手すりの設置(病院・診療所等、障害者支援施設等)			有	無	有・無	～
	(4) (1)から(3)までに定める構造の便所に高齢者、障害者等が利用しやすい洗面器の設置			有	無	有・無	～
	(5) 人工肛門または人工ぼうこうの使用者のための洗浄設備等を設けた便房の設置(一定規模以上の施設等)			有	無	有・無	～
	(5)の便房の設置数		箇所		箇所	～	
	(5)の便房の洗浄設備その他の設備等の設置			有	無	有・無	～
	(6) 一定規模以上の施設等の便所の構造	ア 便房に乳幼児いす等の設置		有	無	有・無	～
		イ 乳幼児ベッド等の設置		有	無	有・無	～
	(7) 出入口付近に(5)および(6)の設備の案内表示			有	無	有・無	～
5 敷地内通路	(1) 表面は、滑りにくい材料の仕上げ			有	無	有・無	～
	(2) 段の設置			有	無	有・無	～
	段の構造	ア 手すりの設置		有	無	有・無	～
		イ 回り段の有無		有	無	有・無	～
		ウ 段は、容易に識別できるもの		有	無	有・無	～
		エ つまづきにくいもの		有	無	有・無	～
	(3) 傾斜路の設置			有	無	有・無	～
	傾斜路の構造	ア こう配が1/12を超え、または高さが16cmを超え、かつ、こう配が1/20を超える傾斜路の部分に手すりの設置		有	無	有・無	～
		イ 前後の通路と容易に識別できるもの		有	無	有・無	～
	(4) 排水溝を設ける場合の支障のない溝ふたの設置			有	無	有・無	～
6 駐車場	(1) 多数の者の利用する駐車場の設置			有	無	有・無	～
	車いす使用者駐車施設の設置数		台分		台分	～	
	(2) 車いす使用者駐車施設の構造	ア 車いす使用者駐車施設の幅		cm		有・無	～
		イ 車いす使用者駐車施設の案内表示		有	無	有・無	～
ウ 利用居室に近い位置に設置		有	無	有・無	～		
7 利用門滑化経路	(1) 利用門滑化経路の設置(1以上)	ア 道等から利用居室までの経路		有	無	有・無	～
		イ 利用居室(ない場合は、道等)から車いす使用者便房までの経路		有	無	有・無	～
		ウ 利用居室(ない場合は、道等)から車いす使用者駐車施設までの経路		有	無	有・無	～
8 利用門滑化経路の段差	利用門滑化経路上に階段または段の設置			有	無	有・無	～
	(1) 段等に併設する傾斜路またはエレベーターの設置			有	無	有・無	～
	(2) 直接地上へ通ずる出入口に近接する廊下等に段の設置(500m以下の小規模施設)			有	無	有・無	～
	段の構造	段の高低差		cm		cm	～
		傾斜路(可動式)の設置その他の措置		有	無	有・無	～

9 利用円滑化経路の出入口	地上、各利用居室、車いす使用者便所および車いす使用者駐車施設に通ずる出入口の構造（それぞれ1以上）	(1) 出入口の幅		cm		cm	～				
		(2) 戸の設置		有	無		有・無	～			
		戸の構造	容易に開閉して通過できるもの		有	無		有・無	～		
			戸の前後の高低差		有	無		有・無	～		
10 利用円滑化経路の廊下等	(1) 廊下等の幅			cm		cm	～				
	(2) 車いす転回スペースの設置			有	無		有・無	～			
	(3) 戸の設置			有	無		有・無	～			
	戸の構造	容易に開閉して通過できるもの			有	無		有・無	～		
戸の前後の高低差				有	無		有・無	～			
11 利用円滑化経路の傾斜路	利用円滑化経路における傾斜路の設置			有	無		有・無	～			
	傾斜路の構造	(1) 傾斜路の幅			cm		cm	～			
		(2) 傾斜路のこう配		1 /			1 /	～			
		(3) 傾斜路の高低差			有	無		有・無	～		
		高さ75cm以内ごとに踊場の設置		有	無		有・無	～			
12 利用円滑化経路のエレベーター等	(1) 利用円滑化経路におけるエレベーターの設置			有	無		有・無	～			
	エレベーターおよび乗降ロビーの構造	ア	かごは、利用居室、車いす使用者便所等がある階および地上階に停止するもの		有	無		有・無	～		
		イ	かごおよび昇降路の出入口の幅			cm		cm	～		
		ウ	かごの奥行き			cm		cm	～		
		エ	乗降ロビーの構造	高低差の有無		有	無		有・無	～	
				幅および奥行き			cm×	cm		cm×	cm
		オ	かご内および乗降ロビーの車いす使用者が利用しやすい位置に制御装置の設置		有	無		有・無	～		
		カ	かごの停止予定階および現在位置の表示装置の設置		有	無		有・無	～		
		キ	かご内の側板に手すりの設置		有	無		有・無	～		
		ク	かご内に扉の開閉状態を確認できる鏡の設置		有	無		有・無	～		
		ケ	乗降ロビーに昇降方向を確認できる装置の設置		有	無		有・無	～		
		コ	2,000㎡を超える施設	(7) かごの床面積			㎡		㎡	～	
				(4) 車いすの転回に支障がないもの		有	無		有・無	～	
		サ	視覚障害者に配慮したエレベーターおよび乗降ロビーの構造	(7) かご内に到着階および戸の開鎖を音声で知らせる装置の設置		有	無		有・無	～	
				(4) かご内および乗降ロビーの制御装置に点字の表示等		有	無		有・無	～	
				(9) かご内または乗降ロビーに昇降方向の音声装置の設置		有	無		有・無	～	
		(2) 利用円滑化経路における特殊な構造または使用形態のエレベーター等の設置			有	無		有・無	～		
特殊な構造等のエレベーター等の構造	ア	エレベーターの構造	(7) 平成12年建設省告示第1413号第1第7号に規定する構造		有	無		有・無	～		
			(4) かごの床面積			㎡		㎡	～		
			(9) 方向変更が必要な場合は、十分な床面積の確保		有	無		有・無	～		
	イ	エスカレーターの構造	(7) 平成12年建設省告示第1417号第1号ただし書に規定する構造		有	無		有・無	～		
(4) 車いす使用者が円滑に昇降できる幅の確保				有	無		有・無	～			

13 利用円滑化経路の敷地内通路	(1) 敷地内通路の幅			cm		cm	～		
	(2) 車いす転回スペースの設置		有	無		有・無	～		
	(3) 戸の設置		有	無		有・無	～		
	戸の構造	容易に開閉して通過できるもの		有	無		有・無	～	
		戸の前後の高低差		有	無		有・無	～	
	(4) 傾斜路の設置		有	無		有・無	～		
	傾斜路の構造	ア 傾斜路の幅			cm		cm	～	
		イ 傾斜路のこう配		1 /			1 /	～	
ウ 高さが75cmを超える傾斜路の有無		有	無		有・無	～			
		高さが75cm以内ごとに踊場の設置		有	無		有・無	～	
14 案内場所までの経路	(1) 案内場所の設置		有	無		有・無	～		
	道等からの案内場所までの経路に視覚障害者利用円滑化経路の設置（1以上）		有	無		有・無	～		
	(2) 視覚障害者利用円滑化経路の構造	ア 視覚障害者誘導用ブロック等の敷設または音声等による誘導設備の設置		有	無		有・無	～	
		イ 点状ブロック等の敷設	(7) 車路に近接する部分		有	無		有・無	～
	(4) 段等の端に近接する部分		有	無		有・無	～		
(3) 案内場所がない場合は、道等から直接地上に通ずる出入口までの経路は、(2)に定める構造（1以上）		有	無		有・無	～			
15 授乳場所（一定規模以上の施設等）	授乳場所の設置		有	無		有・無	～		
	内容：ベビーベッド、いす、その他（ ）						～		
16 観覧席・客席（公会堂・集会場、劇場・映画館等および体育館等）	(1) 固定式の観覧席・客席の設置		有	無		有・無	～		
	施設の状況	固定式の観覧席・客席の総数			席		席	～	
		車いす使用者席の数			席		席	～	
		観覧席・客席の大きさ	間口	×	奥行		cm × cm	～	
	(2) 観覧席・客席部の出入口から車いす使用者席までの通路の構造（1以上）		通路の幅			cm	cm	～	
			観客席・客席部の通路の高低差		有	無		有・無	～
			傾斜路の有無		有	無		有・無	～
	傾斜路の構造	表面は、滑りにくい材料の仕上げ		有	無		有・無	～	
		傾斜路の幅			cm		cm	～	
		傾斜路のこう配		1 /			1 /	～	
		高さが75cmを超える傾斜路の有無		有	無		有・無	～	
		高さが75cm以内ごとに踊場の設置		有	無		有・無	～	
17 浴室等（病院・診療所等（入院施設を有するもの）、障害者支援施設等、旅館等および公衆浴場）	多数の者の利用する浴室の設置		有	無		有・無	～		
	(1) 浴槽および洗い場の構造	洗い場の大きさ			cm × cm		cm × cm	～	
		腰掛台、手すり等の設置		有	無		有・無	～	
	(2) 脱衣室の構造	脱衣室の大きさ			cm × cm		cm × cm	～	
		腰掛台、手すり等の設置		有	無		有・無	～	
		出入口の幅			cm		cm	～	
		戸の構造	容易に開閉して通過できるもの		有	無		有・無	～
	戸の前後の高低差		有	無		有・無	～		

18 更衣室およびシャワー室（体育館等）	更衣室およびシャワー室の設置			有	無		有・無	～	
	更衣室およびシャワー室の構造（1以上）	(1) 更衣室およびシャワー室の規模等	更衣室の大きさ	cm×	cm		cm×	cm	～
			シャワー室の大きさ	cm×	cm		cm×	cm	～
		腰掛台、手すり等の設置	有	無		有・無	～		
	(2) 出入口の構造	出入口の幅		cm			cm	～	
		戸は、容易に開閉して通過できるもの	有	無		有・無	～		
戸の前後の高低差		有	無		有・無	～			
19 客室（旅館等）	高齢者、障害者等が利用できる客室の構造（1以上）	(1) 出入口の構造	出入口の幅		cm		cm	～	
			戸は、容易に開閉して通過できるもの	有	無		有・無	～	
			戸の前後の高低差	有	無		有・無	～	
	(2) 室内は、車いす使用者が円滑に利用できる十分な床面積を確保	有	無		有・無	～			
	(3) 車いす使用者が利用できる便房	客室内に設置	有	無		有・無	～		
		客室の外部に設置	有	無		有・無	～		
	(4) 車いす使用者が利用できる浴室	客室内に設置	有	無		有・無	～		
		客室の外部に設置	有	無		有・無	～		
20 受付カウンター等	受付カウンターおよび記載台の設置			有	無		有・無	～	
	受付カウンター等は、高さ等に配慮した構造			有	無		有・無	～	
	同等の機能を確保できる場所または設備の設置			有	無		有・無	～	
21 公衆電話所	公衆電話所の設置			有	無		有・無	～	
	公衆電話所の構造	(1) 電話台は、高さ等に配慮したもの			有	無		有・無	～
		(2) 公衆電話所の出入口の設置			有	無		有・無	～
	出入口の構造	出入口の幅		cm			cm	～	
		戸は、容易に開閉して通過できるもの	有	無		有・無	～		
戸の前後の高低差		有	無		有・無	～			
22 券売機	券売機の設置			有	無		有・無	～	
	券売機の構造（1以上）	(1) 金銭投入口および操作ボタンの高さ等は、車いす使用者に配慮したもの			有	無		有・無	～
(2) 投入口、操作ボタン等に点字による表示			有	無		有・無	～		
23 案内標示等	(1) 案内場所に案内板の設置			有	無		有・無	～	
	案内板の構造（1以上）	ア 高さ、文字の大きさ等に配慮したもの			有	無		有・無	～
		イ 点字、音声その他の方法により視覚障害者の利用に配慮したもの			有	無		有・無	～
	(2) 診察および投薬の文字表示装置の設置（病院）			有	無		有・無	～	
(3) 案内板、便所その他の標識を設ける場合は、必要に応じて、かな、ローマ字、絵等による見やすい表示			有	無		有・無	～		
24 緊急時の避難設備（公会堂・集会場、劇場・映画館等および旅館等）	(1) 自動火災報知設備の設置			有	無		有・無	～	
	非常時を知らせる点滅灯および音声誘導装置の設置			有	無		有・無	～	
	(2) 防火戸にくぐり戸の設置			有	無		有・無	～	
	くぐり戸の構造	くぐり戸の幅		cm			cm	～	
戸の下部は、またぐ必要のないもの		有	無		有・無	～			
25 休憩設備（一定規模以上の施設等）	高齢者、障害者等のためのベンチ等の設置（1以上）			有	無		有・無	～	

既存特定施設整備計画項目表（道路）

特定施設の名称	
施設の所在地	

整備計画項目	適合状況調査結果状況		改善必要箇所	改善計画実施後の内容	改善時期 ( 年度～ 年度)	※	
歩道等	(1) 歩道等の幅員	cm		cm	～		
	(2) 舗装の状況	アスファルト舗装、タイル舗装、 その他（ ）		有・無	～		
	(3) 歩道等の縦断こう配	%		%	～		
	(4) 歩道等の横断こう配	%		%	～		
	(5) 歩道等の縁端と車道等との段差	ア 歩道等と車道の交差部	cm		cm	～	
		イ 横断歩道に接続する部分	cm		cm	～	
	(6) 歩道等と車道の交差部または横断歩道に接続する部分は、車いす使用者の通行に支障のないもの	有	無		有・無	～	
	(7) 横断歩道における中央分離帯の部分は、車いす使用者の通行に支障のないもの	有	無		有・無	～	
	(8) 車両乗り入れ部は、車いす使用者の通行に支障のないもの	有	無		有・無	～	
(9) 必要に応じて、視覚障害者誘導ブロック等の敷設	有	無		有・無	～		

既存特定施設整備計画項目表（公園）

特定施設の名称										
施設の所在地										
整備計画項目		適合状況調査結果状況				改善必要箇所	改善計画実施後の内容	改善時期 (年度～年度)	※	
1 出入口	出入口の構造（1以上）	出入口の幅		cm			cm	～		
		戸の設置		有	無		有・無	～		
		戸の構造	容易に開閉して通過できるもの		有	無		有・無	～	
			戸の前後の高低差		有	無		有・無	～	
2 園路等（主要な園路等）	(1) 園路等の構造	表面は、滑りにくい材料の仕上げ		有	無		有・無	～		
		主要な園路等における階段または段の設置		有	無		有・無	～		
		段の構造	手すりの設置		有	無		有・無	～	
			回り段の有無		有	無		有・無	～	
			段は、容易に識別できるもの		有	無		有・無	～	
			つまずきにくいもの		有	無		有・無	～	
		排水溝を設ける場合の支障のない溝ぶたの設置		有	無		有・無	～		
		幅は、120cm以上		cm			cm	～		
		50m以内ごとに車いす転回スペースの設置		有	無		有・無	～		
		戸の設置		有	無		有・無	～		
	戸の構造	容易に開閉して通過できるもの		有	無		有・無	～		
		戸の前後の高低差		有	無		有・無	～		
	(2) 必要な箇所に視覚障害者誘導ブロック等の敷設		有	無		有・無	～			
	(3) 階段または段の設置		有	無		有・無	～			
	ア 階段または段に併設する傾斜路の設置		有	無		有・無	～			
	傾斜路の構造	傾斜路の高低差		cm			cm	～		
		高さが16cmを超え、かつ、こう配が1/20を超える傾斜路の部分に手すりの設置		有	無		有・無	～		
		前後の通路と容易に識別できるもの		有	無		有・無	～		
		傾斜路の幅		cm			cm	～		
		傾斜路のこう配		1/			1/	～		
高さが75cmを超える傾斜路の有無		有	無		有・無	～				
高さ75cm以内ごとに踊場の設置		有	無		有・無	～				
イ 階段または段に併設するエレベーター等の設置		有	無		有・無	～				
エレベーター等は、建築物の特定施設整備基準12に定める構造		有	無		有・無	～				
3 便所	多数の者の利用する便所の設置		有	無		有・無	～			
	車いす使用者便所の設置数		箇所			箇所	～			
	便所の構造	車いす使用者便所の構造	腰掛便座の設置		有	無		有・無	～	
			手すりの設置		有	無		有・無	～	
		車いす便所の面積		㎡			㎡	～		
		大便器洗浄装置		式			式	～		
	車いす使用者が使用する場合支障となる段差		有	無		有・無	～			
出入口付近に便所の案内表示		有	無		有・無	～				

	男子用小便器の設置		有	無		有・無	～		
	床置き等の小便器の設置数		箇所			箇所	～		
	高齢者、障害者等が利用しやすい洗面器の設置		有	無		有・無	～		
4 ベンチ	ベンチの設置（1以上）		有	無		有・無	～		
5 駐車場	(1) 多数の者の利用する駐車場の設置		有	無		有・無	～		
	車いす使用者駐車施設の設置数		台分			台分	～		
	(2) 車いす使用者駐車施設の構造	ア 車いす使用者駐車施設の幅	cm			cm	～		
		イ 車いす使用者駐車施設の案内表示	有	無		有・無	～		
ウ 主要な園路に近い位置に設置		有	無		有・無	～			
6 受付カウンター等	受付カウンターおよび記載台の設置		有	無		有・無	～		
	受付カウンター等は、高さ等に配慮した構造		有	無		有・無	～		
7 券売機	券売機の設置		有	無		有・無	～		
	券売機の構造（1以上）	金銭投入口および操作ボタンの高さ等は、車いす使用者に配慮したもの	有	無		有・無	～		
		投入口、操作ボタン等に点字による表示	有	無		有・無	～		
8 改札口	改札口の設置		有	無		有・無	～		
	改札口の幅		cm			cm	～		
9 案内標示	(1) 案内板の設置		有	無		有・無	～		
	案内板の構造（1以上）	ア 出入口の付近に設置	有	無		有・無	～		
		イ 案内板の表示方法等	高さ、文字の大きさ等に配慮したもの	有	無		有・無	～	
			点字、音声その他の方法により視覚障害者の利用に配慮したもの	有	無		有・無	～	
	(2) 案内板、便所その他の標識を設ける場合は、必要に応じ、かな、ローマ字、絵等による見やすい表示		有	無		有・無	～		

既存特定施設整備計画項目表（駐車場）

特定施設の名称									
施設の所在地									
整備計画項目		適合状況調査結果状況		改善必要箇所	改善計画実施後の内容	改善時期 ( 年度～ 年度)	※		
1 車いす使用者 駐車施設	(1) 車いす使用者駐車施設の設置		有	無		有・無	～		
	車いす使用者駐車施設の設置数		台分			台分	～		
	(2) 車いす使用者駐車施設の構造	ア 車いす使用者駐車施設の幅	cm			cm	～		
		イ 車いす使用者駐車施設の案内表示	有	無		有・無	～		
ウ 道等に近い位置に設置		有	無		有・無	～			
2 出入口	出入口の構造（1以上）	出入口の幅		cm			cm	～	
		戸の設置		有	無		有・無	～	
		戸の構造	容易に開閉して通過できるもの		有	無		有・無	～
			戸の前後の高低差		有	無		有・無	～
3 駐車場内の通路	(1) 通路の構造	表面は、滑りにくい材料の仕上げ		有	無		有・無	～	
		通路における段の設置		有	無		有・無	～	
		段の構造	手すりの設置		有	無		有・無	～
			回り段の有無		有	無		有・無	～
			段は、容易に識別できるもの		有	無		有・無	～
			つまずきにくいもの		有	無		有・無	～
		排水溝を設ける場合の溝ぶたの設置		有	無		有・無	～	
		通路の幅		cm			cm	～	
		車いす転回スペースの設置		有	無		有・無	～	
		戸の設置		有	無		有・無	～	
	戸の構造	容易に開閉して通過できるもの		有	無		有・無	～	
		戸の前後の高低差		有	無		有・無	～	
	(2) 通路における段の設置	ア 段に併設する傾斜路の設置		有	無		有・無	～	
		傾斜路の高低差		cm			cm	～	
		高低差が16cmを超え、かつ、こう配が1/20を超える部分がある傾斜路は、手すりの設置		有	無		有・無	～	
		前後の通路と容易に識別できるもの		有	無		有・無	～	
		傾斜路の幅		cm			cm	～	
		傾斜路のこう配		1/			1/	～	
		高さが75cmを超える傾斜路の有無		有	無		有・無	～	
		高さ75cm以内ごとに踊場の設置		有	無		有・無	～	
イ 段に併設するエレベーター等の設置		有	無		有・無	～			
エレベーター等は、建築物の特定施設整備基準12に定める構造		有	無		有・無	～			

既存特定施設整備計画項目表（公共交通機関の施設）

特定施設の名称	
施設の所在地	

整備計画項目	適合状況調査結果状況	改善必要箇所	改善計画実施後の内容	改善時期 ( 年～ 年)	※		
1 移動円滑化経路	(1) 公共用通路と乗降口との間に移動円滑化経路の設置 (乗降場ごとに1以上)	有 無	有・無	～			
	(2) 移動円滑化経路における高低差の有無	有 無	有・無	～			
	傾斜路またはエレベーターの設置	有 無	有・無	～			
	設置が困難な場合は、エスカレーター等の設置	有 無	有・無	～			
	エスカレーター等の設置が困難な場合は、車いす使用者の円滑な利用に適した昇降機の設置	有 無	有・無	～			
	昇降機の種類				～		
	(3) 傾斜路またはエレベーター等の設置の適用除外	隣接し、一体的に利用可能な施設における傾斜路またはエレベーター等の設置	有 無	有・無	～		
		昇降機の設置が困難な管理上の理由	有 無	有・無	～		
	(4) 移動円滑化経路と公共用通路の出入口の構造	ア 出入口の有効幅		cm	cm	～	
		イ 戸の設置	有 無		有・無	～	
		戸の構造	(ア) 戸の有効幅		cm	cm	～
			(イ) 容易に開閉して通過できるもの	有 無		有・無	～
		ウ 車いす使用者に支障となる段差	有 無		有・無	～	
		エ 段がある場合は、傾斜路等の設置	有 無		有・無	～	
	(5) 移動円滑化経路を構成する通路の構造	ア 通路の有効幅		cm	cm	～	
		イ 戸の設置	有 無		有・無	～	
		戸の構造	(ア) 戸の有効幅		cm	cm	～
			(イ) 容易に開閉して通過できるもの	有 無		有・無	～
		ウ 車いす使用者に支障となる段差	有 無		有・無	～	
		エ 段がある場合は、傾斜路等の設置	有 無		有・無	～	
	(6) 移動円滑化経路を構成する傾斜路の設置	有 無		有・無	～		
	傾斜路の構造	ア 傾斜路の有効幅		cm	cm	～	
		イ 傾斜路のこう配		1/	1/	～	
ウ 高さが75cmを超える傾斜路の設置		有 無		有・無	～		
高さが75cm以内ごとに踊場の設置		有 無		有・無	～		
(7) 移動円滑化経路を構成するエレベーター等の設置	有 無		有・無	～			
エレベーター等の構造	ア かがおよび昇降路の出入口の幅		cm	cm	～		
	イ かがの大きさ等	内法幅および内法奥行き	cm×	cm	cm×		
		出入口が複数で円滑に昇降できるもの	有 無		有・無	～	
	ウ かが内に入出口を確認できる鏡の設置	有 無		有・無	～		
	エ 戸はガラス等によりかが内を確認できるもの	有 無		有・無	～		
	オ かが内に手すりの設置	有 無		有・無	～		
	カ 戸の開扉時間を延長する機能の設置	有 無		有・無	～		
	キ かがの停止予定階および現在位置の表示装置の設置	有 無		有・無	～		
ク かが内に到着階および戸の開閉を音声で知らせる装置の設置	有 無		有・無	～			

	ケ	かご内および乗降ロビーの車いす使用者が利用しやすい位置に操作盤の設置	有	無		有・無	～		
	コ	かご内および乗降ロビーの操作盤に点字の表示等（それぞれ1以上）	有	無		有・無	～		
	サ	乗降ロビーの有効幅および有効奥行き	cm× cm			cm× cm	～		
	シ	乗降ロビーにかごの昇降方向を音声で知らせる設備の設置	有	無		有・無	～		
	ス	乗降ロビーに、昇降方向を表示する設備の設置（停止階が2のみである場合を除く。）	有	無		有・無	～		
(8)		移動円滑化経路を構成するエスカレーターの設置	有	無		有・無	～		
エ ス カ レ ー タ ー の 構 造	ア	旅客が同時に上りおよび下りに移動する場合	有	無		有・無	～		
		双方向に移動する場合は、上り専用および下り専用のものを設置	有	無		有・無	～		
	イ	踏み段およびくし板は、滑りにくい仕上げ	有	無		有・無	～		
	ウ	昇降口において、3枚以上の踏み段が同一平面上にあるもの	有	無		有・無	～		
	エ	踏み段相互の境界を容易に識別できるもの	有	無		有・無	～		
	オ	くし板と踏み段の境界を識別できるもの	有	無		有・無	～		
	カ	上り専用および下り専用のエスカレーターの設置	有	無		有・無	～		
		エスカレーターの端に近接する通路の床面等には、進入の可否を表示	有	無		有・無	～		
	キ	エスカレーターの有効幅	cm			cm	～		
	ク	踏み段の面等の構造	車いす使用者の円滑な昇降に必要な広さとすることができるもの		有	無	有・無	～	
		車止めの設置		有	無	有・無	～		
(9)		移動円滑化経路に改札口の設置	有	無		有・無	～		
		改札口の有効幅（1以上）	cm			cm	～		
2 通路	(1)	表面は、滑りにくい材料の仕上げ	有	無		有・無	～		
	(2)	段の設置（無の場合は、以下は記入不要）	有	無		有・無	～		
	段 の 構 造	ア	段は、容易に識別できるもの	有	無		有・無	～	
		イ	つまずきにくいもの	有	無		有・無	～	
		ウ	手すりの設置	有	無		有・無	～	
	(3)	通路の有効幅	cm			cm	～		
3 傾斜路	(1)	両側に手すりの設置	有	無		有・無	～		
	(2)	表面は、滑りにくい材料の仕上げ	有	無		有・無	～		
	(3)	両側に立ち上がり部の設置	有	無		有・無	～		
	(4)	前後の通路等と容易に識別できるもの	有	無		有・無	～		
4 階段	(1)	両側に手すりの設置	有	無		有・無	～		
	(2)	手すりの端部付近に点字の表示	有	無		有・無	～		
	(3)	回り段の有無	有	無		有・無	～		
	(4)	表面は、滑りにくい材料の仕上げ	有	無		有・無	～		
	(5)	段は、容易に識別できるもの	有	無		有・無	～		
	(6)	つまずきにくいもの	有	無		有・無	～		
	(7)	両側に立ち上がり部の設置	有	無		有・無	～		

5 視覚障害者誘導用ブロック等	(1) 公共用通路と車両等の乗降口との間に視覚障害者誘導用ブロック等の視覚障害者を誘導する設備の設置		有	無		有・無	～		
	(2) (1)の通路等と乗降ロビーの操作盤、6の(5)の設備、便所の出入口および乗車券等販売所との間の通路等に視覚障害者誘導用ブロック等の敷設		有	無		有・無	～		
	(3) 階段、傾斜路およびエスカレーターの端に近接する通路等に点状ブロック等の敷設		有	無		有・無	～		
6 案内設備	(1) 車両等の運行に関する情報を文字等により表示する設備および音声により提供するための設備の設置		有	無		有・無	～		
	(2) 昇降機、便所または乗車券等販売所の付近に移動門滑化のための主要な設備の案内標識の設置		有	無		有・無	～		
	(3) 公共用通路に直接通ずる出入口または改札口の付近に移動門滑化のための主要な設備の案内板等の設置		有	無		有・無	～		
	(4) (2)の標識または(3)の案内板等の構造	高さ、文字の大きさ等に配慮したもの	有	無		有・無	～		
		必要に応じ、かな、ローマ字、絵等による見やすい表示	有	無		有・無	～		
(5) 公共用通路に直接通ずる出入口、改札口の付近等に施設の構造等を音、点字等により示す設備の設置		有	無		有・無	～			
7 便所	(1) 多数の者の利用する便所の設置		有	無		有・無	～		
	便所の構造	ア 出入口付近に男子用および女子用の区別ならびに便所の構造を音、点字等により示す設備の設置	有	無		有・無	～		
		イ 床の表面は、滑りにくい材料の仕上げ	有	無		有・無	～		
		ウ 床置き式小便器等の設置（1以上）	有	無		有・無	～		
		エ ウの小便器に手すりの設置	有	無		有・無	～		
		オ 高齢者、障害者等が利用しやすい洗面器の設置	有	無		有・無	～		
	(2) 車いす使用者等に配慮した便所等の構造（1以上）	ア 便所内に車いす使用者等の円滑な利用に適した便所の設置	有	無		有・無	～		
		イ 車いす使用者等の円滑な利用に適した便所の設置	有	無		有・無	～		
	(3) (2)のアの便房が設けられた便所の構造	ア 移動円滑化経路と便所との間の通路は、1の(5)に定める構造（1以上）		有	無		有・無	～	
		イ 出入口の有効幅	cm			cm	～		
		ウ 出入口に車いす使用者に支障となる段	有	無		有・無	～		
		エ 出入口に車いす使用者便房の案内標識	有	無		有・無	～		
		オ 出入口に戸の設置	有	無		有・無	～		
		戸の構造	(7) 戸の有効幅	cm			cm	～	
			(4) 容易に開閉して通過できるもの	有	無		有・無	～	
	カ 十分な空間の確保	m			m	～			
	(4) (2)のアの便房の構造	ア 出入口に車いす使用者に支障となる段	有	無		有・無	～		
		イ 出入口に車いす使用者便房の案内標識	有	無		有・無	～		
		ウ 腰掛便座および手すりの設置	有	無		有・無	～		
		エ 高齢者、障害者等に適した水洗器具の設置	有	無		有・無	～		
		オ (3)のイ、オおよびカに定める構造	有	無		有・無	～		
	(5) (2)のイの便所の構造	移動円滑化経路と便所との間の通路は、1の(5)に定める構造（1以上）		有	無		有・無	～	
		出入口の有効幅	cm			cm	～		
出入口に車いす使用者に支障となる段		有	無		有・無	～			
出入口に戸の設置		有	無		有・無	～			
戸の構造		戸の有効幅	cm			cm	～		
	容易に開閉して通過できるもの	有	無		有・無	～			

		十分な空間の確保		m		m	～	
		出入口に車いす使用者便所の案内標識	有	無		有・無	～	
		腰掛便座および手すりの設置	有	無		有・無	～	
		高齢者、障害者等に適した水洗器具の設置	有	無		有・無	～	
		(6) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律による特定旅客施設	有	無		有・無	～	
	多数者の利用する便所の構造（1以上）	ア 人工肛門または人工ぼうこうの使用者のための洗浄設備等を備えた便房等の設置	有	無		有・無	～	
		イ 乳幼児いす等を備えた便房等の設置	有	無		有・無	～	
		ウ 乳幼児ベッド等を備えた便所の設置	有	無		有・無	～	
8 乗車券等販売所、待合所および案内所	(1) 乗車券等販売所の設置		有	無		有・無	～	
	乗車券等販売所の構造（1以上）	ア 移動円滑化経路と乗車券等販売所との間の通路は、1の(5)に定める構造（1以上）	有	無		有・無	～	
		イ 出入口の構造（1以上）	(7) 出入口の有効幅	cm		cm	～	
			(f) 戸の設置	有	無		有・無	～
			a 戸の有効幅	cm		cm	～	
		b 戸は、容易に開閉して通過できるもの	有	無		有・無	～	
		(g) 車いす使用者に支障となる段	有	無		有・無	～	
		(x) 段には、傾斜路を併設	有	無		有・無	～	
	ウ 受付カウンター等の設置	有	無		有・無	～		
		受付カウンター等は、車いす使用者の円滑な利用に適した構造（1以上）	有	無		有・無	～	
		常時勤務する者が容易に受付カウンター等の前に出て対応できる構造	有	無		有・無	～	
	(2) 待合所および案内所の設置	有	無		有・無	～		
	待合所および案内所は、(1)に定める構造（1以上）	有	無		有・無	～		
9 券売機	券売機の設置		有	無		有・無	～	
	乗車券等の販売を行う者が常時対応する窓口の設置		有	無		有・無	～	
	券売機の構造（1以上）	(1) 金銭投入口および操作ボタンの高さ等は、車いす使用者に配慮したもの	有	無		有・無	～	
(2) 点字による表示		有	無		有・無	～		
10 休憩設備	高齢者、障害者等が休憩できる設備の設置（1以上）		有	無		有・無	～	
11 鉄道駅	(1) プラットホームの構造	ア プラットホームと車両の旅客用乗降口の縁端の間隔は、できる限り小さいもの	有	無		有・無	～	
		アの間隔が大きいときは、旅客に対し、これを警告するための設備	有	無		有・無	～	
		イ プラットホームと車両の旅客用乗降口の床面とは、できる限り平らなもの	有	無		有・無	～	
		ウ プラットホームと車両の旅客用乗降口の床面との間に支障がある隙間等の有無	有	無		有・無	～	
		有の場合は、車いす使用者が円滑に乗降するための設備の設置（1以上）	有	無		有・無	～	
		エ 排水のための横断こう配	%		%	～		
		オ 床の表面は、滑りにくい材料の仕上げ	有	無		有・無	～	
		カ ホームドア、可動式ホームさく、点状ブロック等その他の転落防止設備の設置	有	無		有・無	～	
キ プラットホームの線路側以外の端部に旅客の転落を防止するためのさくの設置	有	無		有・無	～			

		ク 列車の接近を文字等および音声により警告するための設備の設置	有	無		有・無	～	
		ケ ベンチの設置（1以上）	有	無		有・無	～	
		(3) 鉄道駅の適切な場所に列車の車いす使用者の乗車設備に通ずる乗降口の停止位置の表示	有	無		有・無	～	
12 乗船場		(1) 船舶への乗降用設備の設置	有	無		有・無	～	
	乗降用設備の構造	ア 乗降用設備の有効幅		cm		cm	～	
		イ 手すりの設置	有	無		有・無	～	
		ウ 表面は、滑りにくい材料の仕上げ	有	無		有・無	～	
	(3) 視覚障害者が水面に転落するおそれのある場所にさく、点状ブロック等の転落防止設備の設置	有	無		有・無	～		
13 授乳場所		高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律による特定旅客施設	有	無		有・無	～	
	授乳場所の設置	設備の内容（ ）					～	
14 公衆電話所		公衆電話所の設置	有	無		有・無	～	
	公衆電話所の構造	(1) 電話台は、高さ等に配慮したもの	有	無		有・無	～	
		(2) 公衆電話所の出入口の設置	有	無		有・無	～	
	出入口の構造	出入口の幅		cm		cm	～	
		戸は、容易に開閉して通過できるもの	有	無		有・無	～	
	戸の前後の高低差	有	無		有・無	～		

○届出の添付図面（別表第3、施行規則第6条関係）

区 分	図 書	
	種 類	明示すべき事項
建築物	付近見取図	方位、道路および目標となる地物
	配置図	縮尺、方位、敷地の境界線、土地の高低、敷地内における建築物およびその出入口の位置、他の建築物との別、敷地の接する道等の位置ならびに敷地内における駐車場その他の別表第2の整備箇所に係る部分の位置および寸法
	各階平面図	縮尺、方位、間取、各室の用途、床の高低、建築物の出入口および各室の出入口の位置および幅員ならびに廊下等その他の別表第2の整備箇所に係る部分の位置および寸法
道路	付近見取図	方位、道路および目標となる地物
	平面図	縮尺、方位、土地の高低、歩道の位置および幅員ならびに別表第2の整備箇所に係る部分の位置および寸法
公園	付近見取図	方位、道路および目標となる地物
	平面図	縮尺、方位、敷地の境界線、土地の高低、主要な施設およびその出入口の位置ならびに主な園路等その他の別表第2の整備箇所に係る部分の位置および寸法
駐車場	付近見取図	方位、道路および目標となる地物
	平面図	縮尺、方位、敷地の境界線、土地の高低、出入口の位置および車いす使用者駐車施設その他の別表第2の整備箇所に係る部分の位置および寸法
公共交通機 関の施設	付近見取図	方位、道路および目標となる地物
	配置図	縮尺、方位、敷地の境界線、土地の高低、敷地内における施設およびその出入口の位置、敷地の接する公共用通路の位置ならびに通路その他の別表第2の整備箇所に係る部分の位置および寸法
	各階平面図	縮尺、方位、間取、各室の用途、床の高低、施設および各室の出入口の位置および幅員ならびに改札口その他の別表第2の整備箇所に係る部分の位置および寸法

# 対象施設ごとの特定施設整備基準適用一覧表

欄) 等 整備箇所		特定施設		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	
		(下 対象面積	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
1	廊下等	(1) 表面の仕様（粗面または滑りにくい材料）	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
		(2) 段の仕様（2 階段に準じるもの）	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
		(3) 階段等の端に近接する部分に点状ブロック等の敷設<*1>	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
2	階段	(1) 手すりの設置<*1>	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
		(2) 回り段の制限<*1><*2>	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
		(3) 表面の仕様（粗面または滑りにくい材料）	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
		(4) 踏面の識別のしやすさ	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
		(5) つまづきにくい構造	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
		(6) 踊場の部分に点状ブロック等の敷設<*1>	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
3	傾斜路	(1) 手すりの設置	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
		(2) 表面の仕様（粗面または滑りにくい材料）	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
		(3) 傾斜がある部分の識別のしやすさ	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
		(4) 踊場の部分に点状ブロック等の敷設<*1>	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
4	便所	(1) 車いす使用者便所の設置<*1>	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
		(2) 車いす使用者便所以外の便所の仕様	●A	●										
		(3) 男子小便器の仕様	・床置き小便器の設置	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
			・床置き小便器に手すりの設置	●A	●									
		(4) 高齢者、障害者等に配慮した洗面器の設置	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
		(5) オストメイトのための洗浄設備等を備えた便所の設置<*3>	●	●C		●	●					●	●E	
		(6) 乳幼児のための設備の設置<*3>	●		●D	●	●					●	●E	
(7) (5)および(6)の設備に関する表示<*3>	●	●C	●D	●	●					●	●E			
5	敷地内通路	(1) 表面の仕様（粗面または滑りにくい材料）	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
		(2) 段の仕様（2 階段に準じるもの）<*1>	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
		(3) 傾斜路の仕様	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
		(4) 排水溝の仕様（支障のない溝ぶたの設置）	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
6	駐車場	(1) 車いす使用者駐車施設の設置<*1>	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
		(2) 車いす使用者駐車施設の仕様<*1>	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
7	利用円滑化経路	(1) 利用円滑化経路の設置<*1>	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●		
8	利用円滑化経路の段差	利用円滑化経路の段差の制限	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●		
		傾斜路またはエレベーター等の併設<*2>	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●		
9	利用円滑化経路の出入口	(1) 幅の確保（80cm以上）	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●		
		(2) 戸の仕様（円滑に通過できる構造等）<*2>	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●		
10	利用円滑化経路の廊下等	(1) 幅の確保（120cm以上）	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●		
		(2) 車いすの転回が可能な場所の確保<*1>	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●		
		(3) 戸の仕様（円滑に通過できる構造等）	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●		

【凡 例】 ● 条例に基づく特定施設整備基準の適用があるもの



欄) 等 整備箇所		特定施設 (下 対象面積)									
		1 病院・診療所等	2 施設等 身体障害者更生援護 ◆ア	3 (2を除く) 社会福祉施設等 ◆ア	4 公会堂・集会場	5 図書館・博物館等	6 金融機関等	7 郵便局	8 公益事業施設	9 劇場・映画館等	10 公衆便所
整備基準		0	0	0	0	0	0	0	0	0	
1 1	利用円滑化経路の 傾斜路	(1) 幅の確保 (120cm以上)	●	●	●	●	●	●	●	●	
		(2) こう配の限度 (12分の1以下等)	●	●	●	●	●	●	●	●	
		(3) 高さが75cmを超える傾斜路の仕様	●	●	●	●	●	●	●	●	
1 2	利用円滑化経路の エレベーター等	(1) エレベーターおよび乗降ロビーの仕様<*1>	●	●	●	●	●	●	●	●	
		(2) 特殊な構造等のエレベーター等の仕様<*1>	●	●	●	●	●	●	●	●	
1 3	利用円滑化経路の 敷地内通路	(1) 幅の確保 (120cm以上)	●	●	●	●	●	●	●	●	
		(2) 車いすの転回が可能な場所の確保	●	●	●	●	●	●	●	●	
		(3) 戸の仕様 (円滑に通過できる構造等)	●	●	●	●	●	●	●	●	
		(4) 傾斜路の仕様	●	●	●	●	●	●	●	●	
1 4	案内場所までの経路	(1) 視覚障害者利用円滑化経路の設置	●	●	●	●	●	●	●	●	
		(2) 視覚障害者利用円滑化経路の仕様<*1>	●	●	●	●	●	●	●	●	
		(3) 案内場所がない場合の仕様	●	●	●	●	●	●	●	●	
1 5	授乳場所	授乳場所の設置<*3>	●		●D	●	●		●		
1 6	観覧席・客席	(1) 車いす使用者席の設置				●			●		
		(2) 車いす使用者席までの経路の仕様				●			●		
1 7	浴室等	(1) 浴槽および洗い場の仕様	●A	●							
		(2) 脱衣室の仕様 (18に定める構造)	●A	●							
1 8	更衣室およびシャ ワー室	(1) 室内の仕様 (十分な床面積の確保等)									
		(2) 出入口の仕様 (9に定める構造)									
1 9	客 室	(1) 出入口の仕様 (9に定める構造)									
		(2) 室内の仕様 (十分な床面積の確保)									
		(3) 障害者等が円滑に利用できる便所の設置<*1>									
		(4) 障害者等が円滑に利用できる浴室の設置<*1>									
2 0	受付カウンター等	受付カウンター等の仕様	●	●	●	●	●	●	●		
2 1	公衆電話所	(1) 電話台の仕様	●	●	●	●	●	●	●		
		(2) 出入口の仕様 (9に定める構造)	●	●	●	●	●	●	●		
2 2	券売機	(1) 金銭投入口および操作ボタンの仕様	●	●	●	●	●	●	●		
		(2) 点字による表示	●	●	●	●	●	●	●		
2 3	案内標示等	(1) 案内板の仕様	●	●	●	●	●	●	●		
		(2) 診察等に関する文字表示装置の設置	●B								
		(3) 案内板または標識の表示方法	●	●	●	●	●	●	●		
2 4	緊急時の避難設備	(1) 点滅灯および音声誘導装置の設置				●			●		
		(2) 防火戸に設けるくくり戸の仕様				●			●		
2 5	休憩設備	高齢者、障害者等のための休憩設備の設置<*3>	●			●	●				

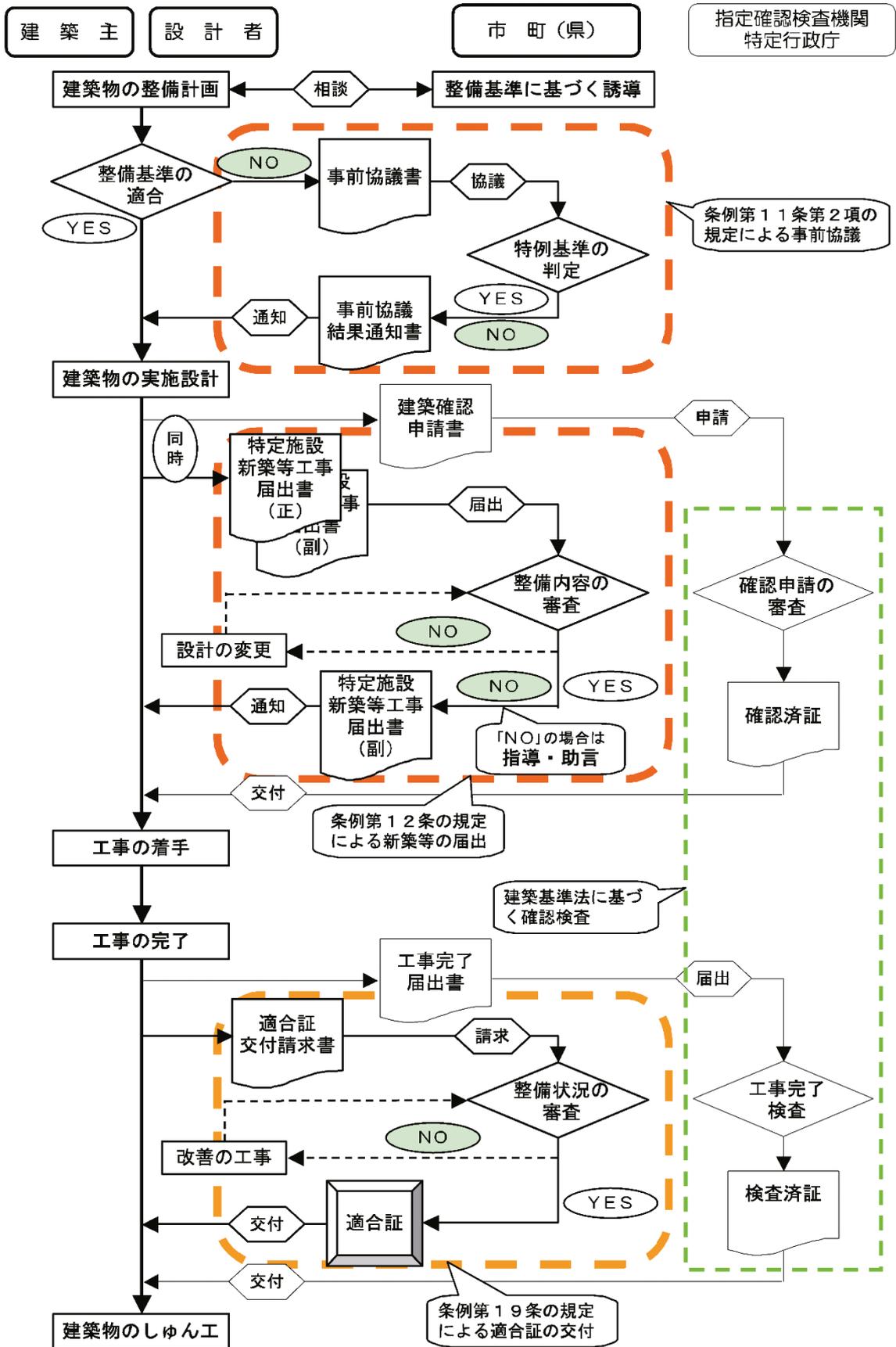
【凡 例】 ● 条例に基づく特定施設整備基準の適用があるもの

11 火葬場	12 工場（見学施設を有するもの）	13 学校等◆イ	14 自動車教習所等	15 公衆浴場	16 購買施設等◆ア	17 サービス施設	18 飲食店等◆ウ	19 体育館等	20 旅館等	21 展示場	22 遊技場	23 自動車車庫	24 事務所	25 共同住宅等	26 官公庁舎等	27 複合用途施設	備考
0	0	0	200	300	200	200	200	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	3,000	50戸 2,000	0	1,000	
●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	①<*1> 条例に基づく整備基準とバリアフリー法に基づく利用円滑化基準の規定に相違があるものを示す。
●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	②<*2> 条例に基づく整備基準と建築基準条例の規定に相違があるものを示す。
●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	③<*3> 該当する施設のうち、用途面積が2,000㎡を超えるもの（一部の施設にあっては、面積に関わらずすべてのもの）に適用される基準を示す。
●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	④◆ア 条例に基づく対象施設とバリアフリー法または建築基準条例における対象施設に相違があるものを示す。
●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	⑤◆イ バリアフリー法に基づく移動等円滑化基準適合義務がある特別特定建築物は、盲学校、聾学校、養護学校および公立小中学校等に限られる。
				●	●		●	●		●					●	F	⑥◆ウ バリアフリー法に基づく移動等円滑化基準適合義務がある特別特定建築物は、飲食店に限られる。
				●				●		●							⑦●A 病院・診療所等のうち、患者を入院させるための施設を有するものに限り適用される。
								●									⑧●B 病院・診療所等のうち、病院に限り適用される。
								●									⑨●C 身体障害者更生援護施設等のうち、老人福祉施設に限り適用される。
								●									⑩●D 社会福祉施設等のうち、母子福祉施設に限るとともに、用途面積に関わらずすべてのものに適用される。
●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	⑪●E 用途面積に関わらずすべてのものに適用される。
●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	⑫●F 官公庁舎等のうち、保健所、市町保健センターについては、用途面積に関わらずすべてのものに適用される。
●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	⑬★ バリアフリー法に基づく特別特定建築物のうち、新築または増築に係る部分の床面積が2,000㎡以上のものに限る。（公衆便所については50㎡以上）
								●		●							⑭☆ 建築基準条例に基づく特殊建築物のうち、当該用途に供する部分の床面積が1,000㎡（共同住宅等にあ

● バリアフリー法に基づく建築物移動等円滑化基準適合義務があるもの（★）

○ 滋賀県建築基準条例の福祉関係規定の適用があるもの（☆）

# 条例に基づく事務手続の流れ（建築物）





特定施設整備基準（別表第2、施行規則第4条関係）

第1 建築物に関する整備基準

整備箇所	整備基準
<p>1 廊下その他これに類するもの(以下「廊下等」という。)</p>	<p>多数の者（特定施設を利用し、当該特定施設においてサービス等の提供を受ける者に限る。以下同じ。）の利用に供する廊下等は、次に定める構造とすること。</p> <p>(1) 表面は、粗面とし、または滑りにくい材料で仕上げること。</p> <p>(2) 段を設ける場合は、当該段は、2に規定する構造に準じたものとする。</p> <p>(3) 階段（踊場を含む。以下同じ。）または傾斜路（踊場を含み、階段もしくは段に代わるもの、またはこれらに併設するものに限る。以下同じ。）の端に近接する廊下等の部分には、視覚障害者に対し段差または傾斜の存在の警告を行うために床面に敷設されるブロックその他これに類するものであって、点状の突起が設けられており、かつ、周囲の床面との色の明度の差が大きいこと等により容易に識別できるもの（以下「点状ブロック等」という。）を敷設すること。ただし、階段もしくは段または傾斜路の端に近接する廊下等の部分のいずれかに該当する場合は、この限りでない。</p> <p>ア こう配が20分の1を超えない傾斜のある部分の端に近接するもの</p> <p>イ 高さが16センチメートルを超えず、かつ、こう配が12分の1を超えない傾斜のある部分の端に近接するもの</p> <p>ウ 自動車車庫その他視覚障害者の単独での利用が想定されない施設に設けるもの</p>
<p>2 階段</p>	<p>多数の者の利用に供する階段は、次に定める構造とすること。</p> <p>(1) 手すりを設けること。</p> <p>(2) 主たる階段には、回り段を設けないこと。</p> <p>(3) 表面は、粗面とし、または滑りにくい材料で仕上げること。</p> <p>(4) 踏面の端部とその周囲の部分との色の明度の差が大きいこと等により段を容易に識別できるものとする。</p> <p>(5) 段鼻の突き出しがないこと等によりつまずきにくいものとする。</p> <p>(6) 段のある部分の端に近接する踊場の部分には、点状ブロック等を敷設すること。ただし、段のある部分の端に近接する踊場の部分が自動車車庫その他視覚障害者の単独での利用が想定されない施設に設けるものである場合は、この限りでない。</p>
<p>3 傾斜路</p>	<p>多数の者の利用に供する傾斜路は、次に定める構造とすること。</p> <p>(1) こう配が12分の1を超え、または高さが16センチメートルを超える傾斜のある部分には、手すりを設けること。</p> <p>(2) 表面は、粗面とし、または滑りにくい材料で仕上げること。</p> <p>(3) その前後の廊下等との色の明度の差が大きいこと等によりその存在を容易に識別できるものとする。</p>

整備箇所	整備基準
	<p>(4) 傾斜のある部分の端に近接する踊場の部分には、点状ブロック等を敷設すること。ただし、傾斜のある部分の端に近接する踊場の部分が次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。</p> <p>ア こう配が20分の1を超えない傾斜のある部分の端に近接するもの</p> <p>イ 高さが16センチメートルを超えず、かつ、こう配が12分の1を超えない傾斜のある部分の端に近接するもの</p> <p>ウ 自動車車庫その他視覚障害者の単独での利用が想定されない施設に設けるもの</p>
4 便所	<p>(1) 多数の者の利用に供する便所を設ける場合は、そのうち1以上(男子用および女子用の区分があるときは、それぞれ1以上)は、次に定める構造とすること。</p> <p>ア 便所内に車いすを使用している者(以下「車いす使用者」という。)が円滑に利用することができるものとして、次に定める構造の便房(以下「車いす使用者便房」という。)を1以上設けること。</p> <p>(ア) 腰掛便座、手すり等が適切に配置されていること。</p> <p>(イ) 車いす使用者が円滑に利用することができるよう十分な空間が確保されていること。ただし、病院・診療所等(患者を入院させるための施設を有するものを除く。)、自動車教習所等(学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類する施設の用途に供する建築物に限る。)、購買施設等、サービス施設または飲食店等の用に供する特定施設で、用途面積が500平方メートル以下のものにあつては、車いす使用者が利用できる空間が確保されていること。</p> <p>(ウ) 洗浄装置は、靴べら式、光感知式その他の操作が容易なものとする。</p> <p>イ 便所には、車いす使用者が使用する際支障となる段を設けないこと。</p> <p>ウ 車いす使用者便房が設けられている便所の出入口またはその付近にその旨を見やすい方法により表示すること。</p> <p>(2) 病院・診療所等(患者を入院させるための施設を有するものに限る。)および障害者支援施設等で、(1)に定める構造の便所のほかに多数の者の利用に供する便所を設ける場合は、そのうち1以上(男子用および女子用の区分があるときは、それぞれ1以上)に腰掛便座および手すりを設けた便房を1以上設けること。ただし、(1)に定める構造の便所を2以上(男子用および女子用の区分があるときは、それぞれ2以上)設ける場合は、この限りでない。</p> <p>(3) 多数の者の利用に供する男子用小便器のある便所を設ける場合は、そのうち1以上に床置き式の小便器その他これに類する小便器を1以上設けるとともに、病院・診療所等(患者を入院させるための施設を有するものに限る。)および障害者支援施設等にあつては、当該小便器の1以上の周囲に手すりを設けること。</p> <p>(4) (1)から(3)までに定める構造の便所には、高齢者、障害者等が円滑に利用できる構造の洗面器を設けること。</p>

整備箇所	整備基準
	<p>(5) 病院・診療所等、障害者支援施設等のうち老人福祉施設、公会堂・集会場、図書館・博物館等、劇場・映画館等、公衆浴場、購買施設等、飲食店等、体育館等、展示場もしくは官公庁舎等で用途面積が 2,000 平方メートルを超えるのものまたは公衆便所の用途に供する特定施設に多数の者の利用に供する便所を設ける場合は、そのうち 1 以上（男子用および女子用の区分があるときは、それぞれ 1 以上）に人工肛門または人工ぼうこうを使用している者のための洗浄設備等を備えた便房を 1 以上設けること。</p> <p>(6) 病院・診療所等、公会堂・集会場、図書館・博物館等、劇場・映画館等、公衆浴場、購買施設等、飲食店等、体育館等、展示場もしくは官公庁舎等（保健所、市町保健センターその他これらに類する施設を除く。）で用途面積が 2,000 平方メートルを超えるものまたは社会福祉施設等のうち母子福祉施設、公衆便所もしくは官公庁舎等のうち保健所、市町保健センターその他これらに類する施設の用途に供する特定施設に多数の者の利用に供する便所を設ける場合は、そのうち 1 以上（男子用および女子用の区分があるときは、それぞれ 1 以上）は、次に定める構造とすること。</p> <p>ア 乳幼児を座らせることができる設備を備えた便房を 1 以上設けること。</p> <p>イ 乳幼児のおむつ替えができる設備を 1 以上設けること。ただし、便所以外におむつ替えができる場所を設ける場合は、この限りでない。</p> <p>(7) (5)および(6)の設備を設置した便房または便所の出入口またはその付近にその旨を見やすい方法により表示すること。</p>
5 敷地内通路	<p>多数の者の利用に供する敷地内通路は、次に定める構造とすること。</p> <p>(1) 表面は、粗面とし、または滑りにくい材料で仕上げること。</p> <p>(2) 段のある部分は、2 の(1)、(2)、(4)および(5)に定める構造に準じたものとする。</p> <p>(3) 傾斜路は、次に定める構造とすること。</p> <p>ア こう配が 12 分の 1 を超え、または高さが 16 センチメートルを超え、かつ、こう配が 20 分の 1 を超える傾斜のある部分には、手すりを設けること。</p> <p>イ その前後の通路との色の明度の差が大きいこと等によりその存在を容易に識別できるものとする。</p> <p>(4) 排水溝を設ける場合は、溝ぶたを設け、車いす使用者等の通行に支障のないものとする。</p>
6 駐車場	<p>(1) 多数の者の利用に供する駐車場を設ける場合は、全駐車台数が 200 以下の駐車場にあっては当該駐車台数に 50 分の 1 を乗じて得た数以上、全駐車台数が 200 を超える駐車場にあっては当該駐車台数に 100 分の 1 を乗じて得た数に 2 を加えた数以上の車いす使用者が円滑に利用することができる駐車施設（以下「車いす使用者駐車施設」という。）を設けること。</p>

整備箇所	整備基準
	<p>(2) 車いす使用者駐車施設は、次に定める構造とすること。</p> <p>ア 幅は、350センチメートル以上とすること。</p> <p>イ 車いす使用者駐車施設またはその付近に障害者のための国際シンボルマークその他車いす使用者駐車施設である旨を見やすい方法により表示すること。</p> <p>ウ 7の(1)のウに定める経路の長さができるだけ短くなる位置に設けること。</p>
<p>7 高齢者、障害者等が円滑に利用できる経路（以下「利用円滑化経路」という。）</p>	<p>(1) 次に掲げる場合は、それぞれ次に定める経路のうち1以上を利用円滑化経路とすること。</p> <p>ア 特定施設に多数の者の利用に供する居室（以下「利用居室」という）を設ける場合 道、公園または広場その他の空地（以下「道等」という）から当該利用居室までの経路</p> <p>イ 特定施設またはその敷地に車いす使用者便房を設ける場合利用居室（当該特定施設に利用居室が設けられていないときは、道等。ウにおいて同じ。）から当該車いす使用者便房までの経路</p> <p>ウ 特定施設またはその敷地に車いす使用者駐車施設を設ける場合 当該車いす使用者駐車施設から利用居室までの経路</p> <p>(2) 当該特定施設の用途面積が1,000平方メートル以下であって、直接地上へ通ずる出入口のある階（以下「地上階」という。）またはその直上階もしくは直下階のみに居室がある場合における(1)の規定の適用については、(1)の ア中「居室」とあるのは、「居室（地上階にあるものに限る）」とする。</p> <p>(3) 利用円滑化経路は、8から13までに定める構造とすること。</p> <p>(4) (1)の アに定める経路を構成する敷地内通路が、地形の特殊性により13の規定によることが困難である場合における(1)および(2)ならびに8から13までの規定の適用については、(1)の ア中「道、公園または広場その他の空地（以下「道等」という。）」とあるのは、「当該特定施設の手寄せ」とする。</p>
<p>8 利用円滑化経路の段差</p>	<p>利用円滑化経路上に階段または段を設けないこと。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。</p> <p>(1) 階段または段に傾斜路またはエレベーターもしくはエスカレーター（以下「エレベーター等」という。）を併設する場合</p> <p>(2) 病院・診療所等（患者を入院させるための施設を有するものを除く。）、自動車教習所等（学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類する施設の用途に供する建築物に限る。）、購買施設等、サービス施設または飲食店等の用に供する用途面積が500平方メートル以下の特定施設にあっては、当該施設の構造上その他のやむを得ない理由により、利用円滑化経路を構成する直接地上へ通ずる出入口に近接する廊下等に段を設ける場合において、当該段の高低差が16センチメートル以下であって、当該段に傾斜路（可動式である場合を含む。）の設置その他の車いす使用者が円滑に移動することができる措置を講じるとき。</p>

整備箇所	整備基準
9 利用円滑化経路の出入口	<p>利用円滑化経路を構成する出入口は、次に定める構造とすること。</p> <p>(1) 幅は、80センチメートル以上とすること。</p> <p>(2) 戸を設ける場合は、自動的に開閉する構造その他の車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。</p>
10 利用円滑化経路の廊下等	<p>利用円滑化経路を構成する廊下等は、1の規定によるほか、次に定める構造とすること。</p> <p>(1) 幅は、120センチメートル以上とすること。</p> <p>(2) 廊下等の末端の付近の構造は、車いすの転回に支障のないものとし、かつ、50メートル以内ごとに車いすの転回に支障がない場所を設けること。</p> <p>(3) 戸を設ける場合は、自動的に開閉する構造その他の車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。</p>
11 利用円滑化経路の傾斜路	<p>利用円滑化経路を構成する傾斜路は、3の規定によるほか、次に定める構造とすること。</p> <p>(1) 幅は、階段または段に代わるものにあつては120センチメートル以上、階段または段に併設するものにあつては90センチメートル以上とすること。</p> <p>(2) こう配は、12分の1を超えないこと。ただし、高さが16センチメートル以下の傾斜路にあつては、8分の1を超えないこと。</p> <p>(3) 高さが75センチメートルを超える傾斜路には、高さ75センチメートル以内ごとに踏幅が150センチメートル以上の踊場を設けること。</p>
12 利用円滑化経路のエレベーター等	<p>(1) 利用円滑化経路を構成するエレベーター（(2)に規定するものを除く。）およびその乗降ロビーは、次に定める構造とすること。</p> <p>ア かご（人を乗せ、昇降する部分をいう。以下同じ。）は、利用居室、車いす使用者便房または車いす使用者駐車施設がある階および地上階に停止すること。</p> <p>イ かごおよび昇降路の出入口の幅は、80センチメートル以上とすること。</p> <p>ウ かごの奥行きは、135センチメートル以上とすること。</p> <p>エ 乗降ロビーは、高低差がないものとし、その幅および奥行きは150センチメートル以上とすること。</p> <p>オ かご内および乗降ロビーには、車いす使用者が利用しやすい位置に制御装置を設けること。</p> <p>カ かご内には、かごが停止する予定の階およびかごの現在位置を表示する装置を設けること。</p> <p>キ かご内の側板には、手すりを設けること。</p> <p>ク かご内には、出入口の戸の開閉状態を確認することができる鏡を設置すること。</p> <p>ケ 乗降ロビーには、到着するかごの昇降方向を表示する装置を設けること。</p> <p>コ 用途面積が2,000平方メートルを超える特定施設の利用円滑化経路を構成するエレベーターにあつては、アからウまでおよびオからクまでの規定によるほか、次に定める構造とすること。</p>

整備箇所	整備基準
	<p>(ア) かごの床面積は、1.83 平方メートル以上とすること。</p> <p>(イ) かごは、車いすの転回に支障がないものとする。</p> <p>サ 多数の者の利用に供するエレベーターおよび乗降ロビー（自動車車庫その他視覚障害者の単独での利用が想定されない施設に設けるものを除く。）は、アからコまでの規定によるほか、次に定める構造とすること。</p> <p>(ア) かご内には、かごが到着する階ならびにかごおよび昇降路の出入口の戸の閉鎖を音声により知らせる装置を設けること。</p> <p>(イ) かご内および乗降ロビーに設ける制御装置（車いす使用者が利用しやすい位置およびその他の位置に制御装置を設ける場合にあっては、当該その他の位置に設けるものに限る。）は、点字により表示する等視覚障害者が円滑に操作することができるものとする。</p> <p>(ウ) かご内または乗降ロビーには、到着するかごの昇降方向を音声により知らせる装置を設けること。</p> <p>(2) 利用円滑化経路を構成する特殊な構造または使用形態のエレベーター等は、次に定める構造とすること。</p> <p>ア エレベーターにあっては、次に定める構造とすること。</p> <p>(ア) 平成 12 年建設省告示第 1413 号第 1 第 7 号に規定する構造とすること。</p> <p>(イ) かごの床面積は、0.84 平方メートル以上とすること。</p> <p>(ウ) 車いす使用者がかご内で方向を変更する必要がある場合は、かごの床面積が十分に確保されていること。</p> <p>イ エスカレーターにあっては、次に定める構造とすること。</p> <p>(ア) 平成 12 年建設省告示第 1417 号第 1 号ただし書に規定する構造とすること。</p> <p>(イ) 車いす使用者が円滑に昇降するために必要な幅が確保されていること。</p>
13 利用円滑化経路の敷地内通路	<p>利用円滑化経路を構成する敷地内通路は、5 の規定によるほか、次に定める構造とすること。</p> <p>(1) 幅は、120 センチメートル以上とすること。</p> <p>(2) 50 メートル以内ごとに車いすの転回に支障がない場所を設けること。</p> <p>(3) 戸を設ける場合は、自動的に開閉する構造その他の車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。</p> <p>(4) 傾斜路は、次に定める構造とすること。</p> <p>ア 幅は、段に代わるものにあつては 120 センチメートル以上、段に併設するものにあつては 90 センチメートル以上とすること。</p> <p>イ こう配は、12 分の 1 を超えないこと。ただし、高さが 16 センチメートル以下のものにあつては、8 分の 1 を超えないこと。</p> <p>ウ 高さが 75 センチメートルを超えるもの（こう配が 20 分の 1 を超えるものに限る。）にあつては、高さ 75 センチメートル以内ごとに踏幅が 150 センチメートル以上の踊場を設けること。</p>

整備箇所	整備基準
<p>14 施設の利用に関する情報を提供することができる場所（以下「案内場所」という。）までの経路</p>	<p>(1) 特定施設またはその敷地に当該特定施設の案内場所を設ける場合は、道等から当該案内場所までの経路で多数の者が利用するもののうち、1以上を視覚障害者が円滑に利用できる」経路（以下「視覚障害者利用円滑化経路」という。）とすること。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。</p> <p>ア 道等から案内場所までの経路が自動車車庫その他視覚障害者の単独での利用が想定されない特定施設に設けるものである場合</p> <p>イ 特定施設の内にある当該特定施設を管理する者等が常時勤務する案内場所から直接地上へ通ずる出入口を容易に視認でき、かつ、道等から当該出入口までの経路が(3)に定める構造のものである場合</p> <p>(2) 視覚障害者利用円滑化経路は、次に定める構造とすること。</p> <p>ア 視覚障害者誘導用ブロック等（線状ブロック等（視覚障害者の誘導を行うために床面に敷設されるブロックその他これに類するものであって、線状の突起が設けられており、かつ、周囲の床面との色の明度の差が大きいこと等により容易に識別できるものをいう。）および点状ブロック等を適切に組み合わせたものをいう。以下同じ。）を敷設し、または音声その他の方法により視覚障害者を誘導する設備を設けること。ただし、進行方向を変更する必要がない風除室内においては、この限りでない。</p> <p>イ 当該視覚障害者利用円滑化経路を構成する敷地内通路の次に掲げる部分には、点状ブロック等を敷設すること。</p> <p>(ア) 車路に近接する部分</p> <p>(イ) 段のある部分または傾斜のある部分の端に近接する部分。ただし、次のいずれかに該当する部分を除く。</p> <p>a こう配が20分の1を超えない傾斜のある部分の端に近接するもの</p> <p>b 高さが16センチメートルを超えず、かつ、こう配が12分の1を超えない傾斜のある部分の端に近接するもの</p> <p>(3) 特定施設またはその敷地に当該特定施設の案内場所が設けられていない場合は、道等から直接地上へ通ずる出入口までの経路（多数の者が利用するものに限る。）のうち、1以上を(2)に定める構造とすること。</p>
<p>15 授乳場所</p>	<p>病院・診療所等、公会堂・集会場、図書館・博物館等、劇場・映画館等、公衆浴場、購買施設等、飲食店等、体育館等、展示場もしくは官公庁舎等（保健所、市町保健センターその他これらに類する施設を除く。）で用途面積が2,000平方メートルを超えるものまたは社会福祉施設等のうち母子福祉施設もしくは官公庁舎等のうち保健所、市町保健センターその他これらに類する施設にあっては、授乳場所を設置し、ベビーベッドおよびいすまたはこれらに代わる設備を設けること。</p>
<p>16 観覧席・客席</p>	<p>(1) 公会堂・集会場、劇場・映画館等および体育館等のうち固定式の観覧席・客席部にあっては、間口85センチメートル以上で奥行き110センチメートル以上の車いす使用者席を次に定める数以上設けること。</p> <p>ア 席の数が500以下のものにあつては、2</p>

整備箇所	整備基準
	<p>イ 席の数が 500 を超えるものにあつては、席の数に 1,000 分の 5 を乗じて得た数(小数点以下の端数は、切り捨てるものとする。)</p> <p>(2) 観覧席・客席部の 9 に定める構造の出入口のうち 1 以上の出入口から(1)に定める構造の各車いす使用者席に至る経路のうちそれぞれ 1 以上の通路は、次に定める構造とすること。</p> <p>ア 幅は、120 センチメートル以上とすること。</p> <p>イ 高低差がある場合は、3 の(2)および 11 の(1)から(3)までに定める構造の傾斜路および踊場を設けること。</p>
17 浴室等(客室の内部に設置するものを除く。)	<p>病院・診療所等(患者を入院させるための施設を有するものに限る。)、身体障害者更生援護施設等、旅館等および公衆浴場において、多数の者の利用に供する浴室を設ける場合は、そのうち 1 以上(男子用および女子用の区分があるときは、それぞれ 1 以上)は、次に定める構造とすること。</p> <p>(1) 浴槽および洗い場は、高齢者、障害者等が円滑に利用できるよう腰掛台、手すり等が適切に配置されたものとする。</p> <p>(2) 脱衣室を設ける場合は、18 に定める構造とすること。</p>
18 更衣室およびシャワー室	<p>体育館等において、更衣室またはシャワー室を設ける場合は、そのうちそれぞれ 1 以上(男子用および女子用の区分があるときは、それぞれ 1 以上)は、次に定める構造とすること。</p> <p>(1) 高齢者、障害者等が円滑に利用できるよう十分な床面積が確保され、かつ、腰掛台、手すり等が適切に配置されたものとする。</p> <p>(2) 出入口は、9 に定める構造とすること。</p>
19 客室	<p>旅館等にあつては、1 以上の客室は、次に定める構造とすること。</p> <p>(1) 出入口は、9 に定める構造とすること。</p> <p>(2) 室内は、高齢者、障害者等が円滑に利用できるよう十分な床面積が確保されていること。</p> <p>(3) 高齢者、障害者等が利用できる床面積が確保され、かつ、腰掛便座、手すり等が適切に配置された構造の便房が設けられていること。ただし、客室の外部に多数の者の利用に供する 4 の(1)に定める構造の便所を設ける場合は、この限りでない。</p> <p>(4) 高齢者、障害者等が利用できる浴槽、腰掛台、手すり等が適切に配置された構造の浴室が設けられていること。ただし、客室の外部に多数の者の利用に供する 17 に定める構造の浴室を設ける場合は、この限りでない。</p>
20 受付カウンターおよび記載台(以下「受付カウンター等」という。)	<p>受付カウンター等を設ける場合は、車いす使用者が円滑に利用できるよう高さ等に配慮した構造とすること。ただし、病院・診療所等(患者を入院させるための施設を有するものを除く。)、自動車教習所等(学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類する施設の用途に供するものに限る。)、購買施設等、サービス施設または飲食店等の用に供する特定施設(用途面積が 500 平方メートル以下のものに限る。)で、受付カウンター等以外の場所または設備により同等の機能を確保できる場合は、この限りでない。</p>

整備箇所	整備基準
21 公衆電話所	<p>公衆電話所を設ける場合は、そのうち1以上は、次に定める構造とすること。</p> <p>(1) 電話台は、車いす使用者が円滑に利用できるよう高さ等に配慮したものとすること。</p> <p>(2) 公衆電話所には出入口を設ける場合は、9に定める構造とすること。</p>
22 券売機	<p>券売機を設ける場合は、そのうち1以上は、次に定める構造とすること。</p> <p>(1) 金銭投入口および操作ボタンは、車いす利用者が円滑に利用できるよう高さ等に配慮したものとすること。</p> <p>(2) 点字による表示を行うこと。</p>
23 案内標示等	<p>(1) 案内場所に案内板を設ける場合は、そのうち1以上は、次に定める構造とすること。</p> <p>ア 案内板の高さ、文字の大きさ、標示等は、高齢者、障害者等が見やすく、理解しやすいものとすること。</p> <p>イ 点字による表示または音声その他の方法により視覚障害者が当該施設を円滑に利用できるものとすること。</p> <p>(2) 病院・診療所等のうち病院にあっては、診察および投薬を待つための文字による表示装置（投薬を行わない病院にあっては、投薬に係る表示装置を除く。）を受付等に設置すること。</p> <p>(3) (1)の案内板または4の(1)のウおよび(7)の表示その他これらに類する案内または誘導のための標識を設ける場合は、必要に応じ、かな、ローマ字、絵等による見やすい表示を行うこと。</p>
24 緊急時の避難設備	<p>公会堂・集会場、劇場・映画館等および旅館等における緊急時の避難設備は、次に定める構造とすること。</p> <p>(1) 自動火災報知設備「消防法施行令（昭和36年政令第37号）第21条に定める基準の設備をいう。」を設ける場合は、非常時を知らせる点滅灯および音声誘導装置を設けること。</p> <p>(2) 廊下、階段その他の通路において、防火戸「建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第112条第19項に定める特定防火設備または防火設備として設ける戸をいう。」にくぐり戸を設ける場合は、当該くぐり戸は次に定める構造とすること。</p> <p>ア 幅は、80センチメートル以上とすること。</p> <p>イ 戸の下部は、またぐ必要のないものとすること。</p>
25 休憩設備	<p>病院・診療所等、公会堂・集会場、図書館・博物館等、購買施設等体育館等、展示場または官公庁舎等で用途面積が2,000平方メートルを超える特定施設にあっては、高齢者、障害者等が休憩できるベンチ等の設備を設けること。</p>
26 増築等における	<p>特定施設の増築、改築、用途変更「施設の用途を変更して特定施設とする場合を含む。」、大規模の修繕または大規模の模様替え（以下「増築等」という。）をする場合は、次に掲げる部分に限り1から25までの規定を適用する。</p> <p>(1) 当該増築等に係る部分</p>

整備箇所	整備基準
	<p>(2) 道等から(1)の部分にある利用居室までの1以上の経路を構成する出入口、廊下等、階段、傾斜路、エレベーター等および敷地内通路</p> <p>(3) 多数の者の利用に供する便所（(1)の部分に、4に定める構造の便所を設置する場合を除く。）</p> <p>(4) (1)の部分にある利用居室（当該部分に利用居室が設けられていない場合にあつては、道等。(6)において同じ。）から車いす使用者便房までの1以上の経路を構成する出入口、廊下等、階段、傾斜路、エレベーター等および敷地内通路</p> <p>(5) 多数の者の利用に供する駐車場（(1)の部分に係る敷地の部分に、6に定める構造の駐車場を設置する場合を除く。）</p> <p>(6) 車いす使用者駐車施設から(1)の部分にある利用居室までの1以上の経路を構成する出入口、廊下等、階段、傾斜路、エレベーター等および敷地内通路</p>

第2 道路に関する整備基準

整備箇所	整備基準
<p>歩道または自転車歩行者道（以下「歩道等」という。）</p>	<p>歩道等を設ける場合は、次に定める構造とすること。</p> <p>(1) 幅員は、車いす使用者が円滑に通行できるものとする。</p> <p>(2) 舗装は、平たんで、滑りにくく、かつ、水はけの良い仕上げとすること。</p> <p>(3) 縦断こう配は、5パーセント以下とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、8パーセント以下とすることができる。</p> <p>(4) 横断こう配は、車両の沿道への出入りの用に供される歩道等の部分（以下「車両乗入れ部」という。）を除き1パーセント以下とすること。ただし、道路の構造、気象状況、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、2パーセント以下とすることができる。</p> <p>(5) 次に掲げる部分の縁端は、当該車道または路肩の部分より高くするものとし、その段差は2センチメートルを標準とすること。</p> <p>ア 歩道等と車道の交差部（横断歩道が設けられている箇所を除く。）の歩道等の部分</p> <p>イ 横断歩道に接続する歩道等の部分</p> <p>(6) (5)のアまたはイに掲げる部分は、車いす使用者の通行に支障のないものとする。</p> <p>(7) 横断歩道における中央分離帯の部分は、車いす使用者の通行に支障のないものとする。</p> <p>(8) 車両乗入れ部を設ける場合は、車いす使用者の通行に支障のないものとする。</p> <p>(9) 公共交通機関の施設と視覚障害者の利用が多い施設とを結ぶ歩道等には、必要に応じて視覚障害者誘導ブロック等を敷設すること。</p>

第3公園に関する整備基準

整備箇所	整備基準
1 出入口	多数の者の利用に供する出入口のうち1以上は、第1の9に定める構造とすること。
2 園路等	<p>主要な園路または道等から1の出入口までもしくは車いす使用者駐車施設から主要な園路までの敷地内の通路（以下「主要な園路等」という。）は、次に定める構造とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。</p> <p>(1) 第1の5の(1)、(2)および(4)ならびに13の(1)から(3)までに定める構造とすること。</p> <p>(2) 視覚障害者の利用上必要な箇所には、視覚障害者誘導用ブロック等を敷設すること。</p> <p>(3) 階段または段を設けないこと。ただし、次に定める構造の傾斜路またはエレベーター等を併設する場合は、この限りでない。</p> <p>ア 傾斜路にあっては、第1の5の(3)および13の(4)に定める構造とすること。</p> <p>イ エレベーター等にあっては、第1の12に定める構造とすること。</p>
3 便所	多数の者の利用に供する便所（公衆便所を除く。）を設ける場合は第1の4の(1)、(3)および(4)に定める構造とすること。
4 ベンチ	1以上のベンチを設けること。
5 駐車場	<p>(1) 多数の者の利用に供する駐車場を設ける場合は、全駐車台数が200以下の駐車場にあっては当該駐車台数に50分の1を乗じて得た数以上、全駐車台数が200を超える駐車場にあっては当該駐車台数に100分の1を乗じて得た数に2を加えた数以上の車いす使用者駐車施設を設けること。</p> <p>(2) 車いす使用者駐車施設は、次に定める構造とすること。</p> <p>ア 幅は、350センチメートル以上とすること。</p> <p>イ 車いす使用者駐車施設またはその付近に障害者のための国際シンボルマークその他車いす使用者駐車場施設である旨を見やすい方法により表示すること。</p> <p>ウ 車いす使用者駐車施設から主要な園路までの経路の長さができるだけ短くなる位置に設けること</p>
6 受付カウンター等	受付カウンター等を設ける場合は、第1の20に定める構造とすること。
7 券売機	券売機を設ける場合は、第1の22に定める構造とすること。
8 改札口	改札口を設ける場合は、そのうち1以上は幅が80センチメートル以上とすること。
9 案内標示	<p>(1) 案内板を設ける場合は、そのうち1以上は次に定める構造とすること。</p> <p>ア 1に定める構造の出入口の付近に設けること。</p> <p>イ 第1の23の(1)に定める構造とすること。</p>

整備箇所	整備基準
	<p>(2) (1)の案内板または3の便所における車いす使用者便房の表示その他これらに類する案内または誘導のための標識を設ける場合は、第1の23の(3)に定める構造とすること。</p>
<p>10 改築時の適用範囲</p>	<p>公園の改築（当該改築に係る部分の敷地面積の合計が当該施設の敷地面積の合計の2分の1以下である場合に限る。）をする場合は、次に掲げる部分に限り1から9までの規定を適用する。</p> <p>(1) 当該改築に係る部分</p> <p>(2) 道等から(1)の部分にある主要な園路までの経路のうち主要な園路等</p> <p>(3) 多数の者の利用に供する駐車場（(1)の部分に5に定める構造の駐車場を設置する場合を除く。）</p>

第4 駐車場に関する整備基準

整備箇所	整備基準
1 車いす使用者駐車施設	<p>(1) 多数の者の利用に供する駐車場の全駐車台数が 200 以下の場合にあっては当該駐車台数に 50 分の 1 を乗じて得た数以上、全駐車台数が 200 を超える場合にあっては当該駐車台数に 100 分の 1 を乗じて得た数に 2 を加えた数以上の車いす使用者駐車施設を設けること。</p> <p>(2) 車いす使用者駐車施設は、次に定める構造とすること。</p> <p>ア 幅は、350 センチメートル以上とすること。</p> <p>イ 車いす使用者駐車施設またはその付近に障害者のための国際シンボルマークその他車いす使用者駐車施設である旨を見やすい方法により表示すること。</p> <p>ウ 車いす使用者駐車施設から道等までの経路の長さができるだけ短くなる位置に設けること。</p>
2 出入口	<p>多数の者の利用に供する出入口のうち 1 以上は、第 1 の 9 に定める構造とすること。</p>
3 駐車場内の通路	<p>車いす使用者駐車施設から 2 の出入口までの通路のうち 1 以上は、次に定める構造とすること。</p> <p>(1) 第 1 の 5 の(1)、(2)および(4)ならびに 13 の(1)から(3)までに定める構造とすること。</p> <p>(2) 通路には、段を設けないこと。ただし、次に定める構造の傾斜路またはエレベーター等を併設する場合は、この限りでない。</p> <p>ア 傾斜路にあっては、第 1 の 5 の(3)および 13 の(4)に定める構造とすること。</p> <p>イ エレベーター等にあっては、第 1 の 12 に定める構造とすること。</p>

第5 公共交通機関の施設に関する整備基準

整備箇所	整備基準
<p>1 高齢者、障害者等の円滑な通行に適する経路（以下「移動円滑化経路」という。）</p>	<p>(1) 公共用通路（公共交通機関の施設の営業時間内において常時一般交通の用に供されている一般交通用施設であって、公共交通機関の施設の外部にあるものをいう。以下同じ。）と車両等の乗降口との間の経路には、移動円滑化経路を乗降場ごとに1以上設けること。</p> <p>(2) 移動円滑化経路において床面に高低差がある場合は、傾斜路またはエレベーターを設けること。ただし、構造上の理由により傾斜路またはエレベーターを設置することが困難である場合は、エスカレーター（構造上の理由によりエスカレーターを設置することが困難である場合は、エスカレーター以外の昇降機であって、車いす使用者の円滑な利用に適した構造のもの）をもってこれに代えることができる。</p> <p>(3) 公共交通機関の施設に隣接しており、かつ、公共交通機関の施設と一体的に利用される他の施設の傾斜路（1の(6)および3に定める構造のものに限る。）またはエレベーター（1の(7)に定める構造のものに限る。）を利用することにより高齢者、障害者等が公共交通機関の施設の営業時間内において常時公共用通路と車両等の乗降口との間の移動を円滑に行うことができる場合または管理上の理由により昇降機を設置することが困難である場合は、(2)の規定によらないことができる。</p> <p>(4) 移動円滑化経路と公共用通路との間の出入口は、次に定める構造とすること。</p> <p>ア 有効幅は、90センチメートル以上とすること。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合は、80センチメートル以上とすることができる。</p> <p>イ 戸を設ける場合は、次に定める構造とすること。</p> <p>(ア) 有効幅は、90センチメートル以上とすること。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合は、80センチメートル以上とすることができる。</p> <p>(イ) 自動的に開閉するものまたは車いす使用者その他の高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できるものとする。</p> <p>ウ エに規定する場合を除き、車いす使用者が通過する際に支障となる段がないこと。</p> <p>エ 構造上の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、傾斜路を併設すること。</p> <p>(5) 移動円滑化経路を構成する通路は、2の(1)および(2)の規定によるほか、次に定める構造とすること。</p> <p>ア 有効幅は、140センチメートル以上とすること。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合は、通路の末端の付近の広さを車いすの転回に支障のないものとし、かつ、50メートル以内ごとに車いすが転回することができる広さの場所を設けた上で、有効幅を120センチメートル以上とすることができる。</p> <p>イ 戸を設ける場合は、次に定める構造とすること。</p> <p>(ア) 有効幅は、90センチメートル以上とすること。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合は、80センチメートル以上とすることができる。</p>

整備箇所	整備基準
	<p>(イ) 自動的に開閉するものまたは車いす使用者その他の高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できるものとする。</p> <p>ウ エに規定する場合を除き、車いす使用者が通過する際に支障となる段がないこと。</p> <p>エ 構造上の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、傾斜路を併設すること。</p> <p>(6) 移動円滑化経路を構成する傾斜路は、3の規定によるほか、次に定める構造とすること。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。</p> <p>ア 有効幅は、120センチメートル以上とすること。ただし、段に併設する場合は、90センチメートル以上とすることができる。</p> <p>イ こう配は、12分の1以下とすること。ただし、傾斜路の高さが16センチメートル以下の場合は、8分の1以下とすることができる。</p> <p>ウ 高さが75センチメートルを超えるものにあつては、高さ75センチメートル以内ごとに踏幅が150センチメートル以上の踊場を設けること。</p> <p>(7) 移動円滑化経路を構成するエレベーターは、次に定める構造とすること。</p> <p>ア かごおよび昇降路の出入口の有効幅は、80センチメートル以上とすること。</p> <p>イ かごの内法幅は140センチメートル以上とし、内法奥行きは135センチメートル以上とすること。ただし、かごの出入口が複数あるエレベーターであつて、車いす使用者が円滑に乗降できるもの（開閉するかごの出入口を音声により知らせる設備が設けられているものに限る。）については、この限りでない。</p> <p>ウ かご内には、車いす使用者が乗降する際にかごおよび昇降路の出入口を確認するための鏡を設けること。ただし、イのただし書に規定する場合は、この限りでない。</p> <p>エ かごおよび昇降路の出入口の戸にガラスその他これに類するものがはめ込まれていることにより、かご外からかご内が視覚的に確認できるものとする。</p> <p>オ かご内には、手すりを設けること。</p> <p>カ かごおよび昇降路の出入口の戸の開扉時間を延長する機能を有したものとすること。</p> <p>キ かご内には、かごが停止する予定の階およびかごの現在位置を表示する設備を設けること。</p> <p>ク かご内には、かごが到着する階ならびにかごおよび昇降路の出入口の戸の閉鎖を音声により知らせる設備を設けること。</p> <p>ケ かご内および乗降ロビーには、車いす使用者が円滑に操作できる位置に操作盤を設けること。</p> <p>コ かご内に設ける操作盤および乗降ロビーに設ける操作盤のうちそれぞれ1以上は、点字がはり付けられていること等により視覚障害者が容易に操作できるものとする。</p>

整備箇所	整備基準
	<p>サ 乗降ロビーの有効幅は 150 センチメートル以上とし、有効奥行きは 150 センチメートル以上とすること。</p> <p>シ 乗降ロビーには、到着するかごの昇降方向を音声により知らせる設備を設けること。ただし、かご内にかごおよび昇降路の出入口の戸が開いた時に、かごの昇降方向を音声により知らせる設備が設けられている場合または当該エレベーターの停止する階が 2 のみである場合は、この限りでない。</p> <p>ス 乗降ロビーには、到着するかごの昇降方向を表示する設備を設けること。ただし、当該エレベーターの停止する階が 2 のみである場合は、この限りでない。</p> <p>(8) 移動円滑化経路を構成するエスカレーターは、次に定める構造とすること。ただし、キおよびクについては、複数のエスカレーターが隣接した位置に設けられる場合は、そのうち 1 のみが適合していれば足りるものとする。</p> <p>ア 上り専用のもおよび下り専用のもを設置すること。ただし、旅客が同時に双方向に移動することがない場合は、この限りでない。</p> <p>イ 踏み段の表面およびくし板は、滑りにくい仕上げとすること。</p> <p>ウ 昇降口において、3 枚以上の踏み段が同一平面上にあるものとする。</p> <p>エ 踏み段の端部とその周囲の部分との色の明度の差が大きいこと等により踏み段相互の境界を容易に識別できるものとする。</p> <p>オ くし板の端部と踏み段の色の明度の差が大きいこと等によりくし板と踏み段との境界を容易に識別できるものとする。</p> <p>カ エスカレーターの上端および下端に近接する通路の床面等において、エスカレーターへの進入の可否を表示すること。ただし上り専用または下り専用でないエスカレーターについては、この限りでない。</p> <p>キ 有効幅は、80 センチメートル以上とすること。</p> <p>ク 踏み段の面を車いす使用者が円滑に昇降するために必要な広さとすることができるとし、かつ、車止めを設けること。</p> <p>(9) 移動円滑化経路に改札口を設ける場合は、そのうち 1 以上は、有効幅が 80 センチメートル以上とすること。</p>
2 通路	<p>多数の者の利用に供する通路は、次に定める構造とすること。</p> <p>(1) 床の表面は、滑りにくい材料で仕上げること。</p> <p>(2) 段を設ける場合は、次に定める構造とすること。</p> <p>ア 踏面の端部とその周囲の部分との色の明度の差が大きいこと等により段を容易に識別できるものとする。</p> <p>イ 段鼻の突き出しがないこと等によりつまずきにくいものとする。</p> <p>ウ 手すりを設けること。</p> <p>(3) 有効幅は、120 センチメートル以上とすること。</p>

整備箇所	整備基準
3 傾斜路	<p>多数の者の利用に供する傾斜路は、次に定める構造とすること。</p> <p>(1) 手すりを両側に設けること。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。</p> <p>(2) 床の表面は、滑りにくい材料で仕上げること。</p> <p>(3) 傾斜路の両側には、立ち上がり部を設けること。ただし、側面が壁面である場合は、この限りでない。</p> <p>(4) その前後の通路等との色の明度の差が大きいこと等によりその存在を容易に識別できるものとする。</p>
4 階段	<p>多数の者の利用に供する階段は、次に定める構造とすること。</p> <p>(1) 手すりを両側に設けること。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。</p> <p>(2) 手すりの端部の付近には、階段の通ずる場所を示す点字による表示をはり付けること。</p> <p>(3) 回り段がないこと。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。</p> <p>(4) 踏面の表面は、滑りにくい材料で仕上げること。</p> <p>(5) 踏面の端部とその周囲の部分との色の明度の差が大きいこと等により段を容易に識別できるものとする。</p> <p>(6) 段鼻の突き出しがないこと等によりつまずきにくいものとする。</p> <p>(7) 階段の両側には、立ち上がり部を設けること。ただし、側面が壁面である場合は、この限りでない。</p>
5 視覚障害者誘導用ブロック等	<p>(1) 通路その他これに類するもの（以下「通路等」という。）であって、公共用通路と車両等の乗降口との間の経路を構成するものには、視覚障害者誘導用ブロック等を敷設し、または音声その他の方法により視覚障害者を誘導する設備を設けること。ただし、視覚障害者の誘導を行う者が常駐する2以上の設備がある場合であって、当該2以上の設備間の誘導が適切に実施されるときは、当該2以上の設備間の経路を構成する通路等については、この限りでない。</p> <p>(2) (1)に定める構造の通路等と1の(7)のロに定める構造の乗降ロビーに設ける操作盤、6の(5)に定める構造の設備（音によるものを除く。）、便所の出入口および8に定める構造の乗車券等販売所との間の経路を構成する通路等には、それぞれ視覚障害者誘導用ブロック等を敷設し、または音声その他の方法により視覚障害者を誘導する設備を設けること。ただし、(1)のただし書に規定する場合は、この限りでない。</p> <p>(3) 階段、傾斜路およびエスカレーターの上端および下端に近接する通路等には、点状ブロック等を敷設すること。</p>
6 案内設備	<p>(1) 車両等の運行（運航を含む。）に関する情報を文字等により表示するための設備および音声により提供するための設備を備えたものとする。ただし、電気設備がない場合その他技術上の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。</p>

整備箇所	整備基準
	<p>(2) 昇降機、便所または乗車券等販売所（以下「移動円滑化のための主要な設備」という。）の付近には、移動円滑化のための主要な設備があることを表示する標識を設けること。</p> <p>(3) 公共用通路に直接通ずる出入口または改札口の付近には、移動円滑化のための主要な設備（1の(3)の規定により昇降機を設けない場合にあっては、1の(3)に規定する他の施設のエレベーターを含む。(5)において同じ。）の配置を表示した案内板その他の設備を備えること。ただし、移動円滑化のための主要な設備の配置を容易に視認できる場合は、この限りでない。</p> <p>(4) (2)の標識または(3)の案内板その他の設備の高さ、文字の大きさ、標示等は、高齢者、障害者等が見やすく、理解しやすいものとするほか、必要に応じ、かな、ローマ字、絵等による見やすい表示を行うこと。</p> <p>(5) 公共用通路に直接通ずる出入口または改札口の付近その他の適切な場所に公共交通機関の施設の構造および主要な設備の配置を音、点字その他の方法により視覚障害者に示すための設備を設けること。</p>
7 便所	<p>(1) 多数の者の利用に供する便所を設ける場合は、次に定める構造とすること。</p> <p>ア 便所の出入口付近に男子用および女子用の区別（当該区別がある場合に限る。）ならびに便所の構造を音、点字その他の方法により視覚障害者に示すための設備を設けること。</p> <p>イ 床の表面は、滑りにくい材料で仕上げること。</p> <p>ウ 男子用小便器を設ける場合は、1以上の床置き小便器その他これに類する小便器を設けること。</p> <p>エ ウに定める構造の小便器には、手すりを設けること。</p> <p>オ 高齢者、障害者等が円滑に利用できる構造の洗面器を設けること。</p> <p>(2) 多数の者の利用に供する便所を設ける場合は、そのうち1以上は、(1)に掲げる規定によるほか、次のいずれかに定める構造とすること。</p> <p>ア 便所（男子用および女子用の区別があるときは、それぞれの便所）内に車いす使用者その他の高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する便房を設けること。</p> <p>イ 車いす使用者その他の高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する便所とすること。</p> <p>(3) (2)のアの便房が設けられた便所は、次に定める構造とすること。</p> <p>ア 移動円滑化経路と便所との間の経路における通路のうち1以上は、1の(5)に定めるものとすること。</p> <p>イ 出入口の有効幅は、80センチメートル以上とすること。</p> <p>ウ 出入口には、車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。ただし、傾斜路を設ける場合は、この限りでない。</p> <p>エ 出入口には、車いす使用者その他の高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する便房が設けられていることを表示する標識を設けること。</p> <p>オ 出入口に戸を設ける場合は、次に定める構造とすること。</p>

整備箇所	整備基準
	<p>(ア) 有効幅は、80センチメートル以上とすること。</p> <p>(イ) 車いす使用者その他の高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できるものとする。</p> <p>カ 車いす使用者の円滑な利用に適した十分な空間を確保すること。</p> <p>(4) (2)のアの便房は、次に定める構造とすること。</p> <p>ア 出入口には、車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。</p> <p>イ 出入口には、当該便房が車いす使用者その他の高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造のものであることを表示する標識を設けること。</p> <p>ウ 腰掛便座および手すりを設けること。</p> <p>エ 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する水洗器具を設けること。</p> <p>オ (3)のイ、オおよびカに定める構造とすること。</p> <p>(5) (2)のイの便所は、(3)のアからウまで、オおよびカならびに(4)のイからエまでに定める構造とすること。この場合において、(4)のイ中「当該便房」とあるのは、「当該便所」とする。</p> <p>(6) 高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第2条第5項に規定する特定旅客施設に該当する公共交通機関の施設に多数の者の利用に供する便所を設ける場合は、次に定める構造の便房または便所を1以上（男子用および女子用の区別があるときは、それぞれ1以上）を設けること。</p> <p>ア 人工肛門または人工ぼうこうを使用している者のための洗浄設備等を備えた便房または便所</p> <p>イ 乳幼児いす等の乳幼児を座らせることができる設備を備えた便房または便所</p> <p>ウ 乳幼児ベッド等の乳幼児のおむつ替えができる設備を備えた便所（便所以外におむつ替えができる場所を設ける場合を除く）。</p>
8 乗車券等販売所、待合所および案内所	<p>(1) 乗車券等販売所を設ける場合は、そのうち1以上は、次に定める構造とすること。</p> <p>ア 移動円滑化経路と乗車券等販売所との間の経路における通路のうち1以上は、1の(5)に定める構造とすること。</p> <p>イ 出入口を設ける場合は、そのうち1以上は、次に定める構造とすること。</p> <p>(ア) 有効幅は、80センチメートル以上とすること。</p> <p>(イ) 戸を設ける場合は、次に定める構造とすること。</p> <p>    a 有効幅は、80センチメートル以上とすること。</p> <p>    b 車いす使用者その他の高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できるものとする。</p> <p>(ウ) (イ)に規定する場合を除き、車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。</p>

整備箇所	整備基準
	<p>(エ) 構造上の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、傾斜路を併設すること。</p> <p>ウ 受付カウンター等を設ける場合は、そのうち1以上は、車いす使用者の円滑な利用に適した構造とすること。ただし、常時勤務する者が容易に受付カウンター等の前に出て対応できる構造である場合は、この限りでない。</p> <p>(2) 待合所および案内所を設ける場合は、そのうち1以上は、(1)に定める構造とすること。この場合において、(1)中「乗車券等販売所」とあるのは、「待合所および案内所」とする。</p>
9 券売機	<p>乗車券等販売所に券売機を設ける場合は、そのうち1以上は、次に定める構造とすること。ただし、乗車券等の販売を行う者が常時対応する窓口が設置されている場合は、この限りでない。</p> <p>(1) 金銭投入口および操作ボタンは、車いす使用者が円滑に利用できるような高さ等に配慮したものとすること。</p> <p>(2) 点字による表示を行うこと。</p>
10 休憩設備	<p>高齢者、障害者等の休憩の用に供する設備を1以上設けること。ただし、旅客の円滑な流動に支障を及ぼすおそれのある場合は、この限りでない。</p>
11 鉄道駅	<p>(1) 鉄道駅のプラットホームは、次に定める構造とすること。</p> <p>ア プラットホームの縁端と鉄道車両の旅客用乗降口の床面の縁端との間隔は、鉄道車両の走行に支障を及ぼすおそれのない範囲において、できる限り小さいものとすること。この場合において構造上の理由により当該間隔が大きいつきは、旅客に対し、これを警告するための設備を設けること。</p> <p>イ プラットホームと鉄道車両の旅客用乗降口の床面とは、できる限り平らにすること。</p> <p>ウ プラットホームの縁端と鉄道車両の旅客用乗降口の床面との隙間または段差により車いす使用者の円滑な乗降に支障がある場合は、車いす使用者の乗降を円滑にするための設備を1以上備えること。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。</p> <p>エ 排水のための横断こう配は、1パーセントを標準とすること。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。</p> <p>オ 床の表面は、滑りにくい材料で仕上げること。</p> <p>カ ホームドア、可動式ホームさく、点状ブロック等その他の視覚障害者の転落を防止するための設備を設けること。</p> <p>キ プラットホームの線路側以外の端部には、旅客の転落を防止するためのさくを設けること。ただし、当該端部に階段が設置されている場合その他旅客が転落するおそれのない場合は、この限りでない。</p> <p>ク 列車の接近を文字等により警告するための設備および音声により警告するための設備を設けること。ただし、電気設備がない場合その他技術上の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。</p> <p>ケ 1以上のベンチを設けること。</p>

整備箇所	整備基準
	<p>(2) (1)のエおよびクの規定は、ホームドアまたは可動式ホームさくが設けられたプラットホームについては、適用しない。</p> <p>(3) 鉄道駅の適切な場所に列車に設けられる車いす使用者のための乗車設備に通ずる旅客用乗降口が停止するプラットホーム上の位置を表示すること。ただし、当該プラットホーム上の位置が一定していない場合は、この限りでない。</p>
12 乗船場	<p>(1) 船舶に乗降するためのタラップその他の設備（以下「乗降用設備」という。）を設置する場合は、次に定める構造とすること。</p> <p>ア 有効幅は、90センチメートル以上とすること。</p> <p>イ 手すりを設けること。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。</p> <p>ウ 床の表面は、滑りにくい材料で仕上げることを。</p> <p>(2) 乗降用設備その他波浪による影響により旅客が転倒するおそれがある場所については、5の規定にかかわらず、視覚障害者誘導用ブロック等を敷設しないことができる。</p> <p>(3) 視覚障害者が水面に転落するおそれのある場所には、さく、点状ブロック等その他の視覚障害者の水面への転落を防止するための設備を設けること。</p>
13 授乳場所	<p>高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律第2条第6項に規定する特定旅客施設に該当する公共交通機関の施設には、授乳場所を設置し、ベビーベッドおよびいすまたはこれらに代わる設備を設けること。</p>
14 公衆電話所	<p>公衆電話所を設ける場合は、そのうち1以上は、第1の21に定める構造とすること。</p>

だれもが住みたくなる福祉滋賀のまちづくり条例  
改定版 施設整備マニュアル 別冊